

---

平成27年 第2回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成27年6月22日(月曜日)

---

議事日程(第4号)

平成27年6月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第5号 平成26年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第6号 平成27年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第7号 平成26年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第8号 平成26年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第9号 平成26年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 報告第10号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第11号 平成26年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第12号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第10 議案第40号 由布市新消防庁舎備品購入について
- 日程第11 議案第41号 平成26年度由布市新消防庁舎建設(建築主体)工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第42号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第13 議案第43号 平成27年度由布市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第44号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第45号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第5号 平成26年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第6号 平成27年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について

- 日程第4 報告第7号 平成26年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第8号 平成26年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第9号 平成26年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 報告第10号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第11号 平成26年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第12号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第10 議案第40号 由布市新消防庁舎備品購入について
- 日程第11 議案第41号 平成26年度由布市新消防庁舎建設（建築主体）工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第42号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第13 議案第43号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第44号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第45号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

---

出席議員（19名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 太田洋一郎君  | 2番 野上 安一君  |
| 3番 加藤 幸雄君  | 4番 工藤 俊次君  |
| 5番 鷺野 弘一君  | 6番 廣末 英徳君  |
| 7番 甲斐 裕一君  | 8番 長谷川建策君  |
| 10番 小林華弥子君 | 11番 新井 一徳君 |
| 12番 佐藤 郁夫君 | 14番 溝口 泰章君 |
| 15番 瀧野けさ子君 | 16番 佐藤 人已君 |
| 17番 田中真理子君 | 18番 利光 直人君 |
| 19番 生野 征平君 | 20番 太田 正美君 |
| 21番 工藤 安雄君 |            |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（3名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 溝口 隆信君

書記 馬見塚量治君

書記 三重野鎌太郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	加藤 淳一君	総務部長	梅尾 英俊君
総務課長	衛藤 公治君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	奈須 千明君	防災安全課長	安部 悦三君
契約管理課長	加藤 裕三君	会計管理者	友永 善晴君
産業建設部長	生野 重雄君	農政課長	伊藤 博通君
建設課長	大嶋 幹宏君	水道課長	大久保隆介君
都市・景観推進課長	森山 徳章君	健康福祉事務所長	河野 尚登君
福祉対策課長	漆間 尚人君	小松寮長	八川 英治君
環境商工観光部長	佐藤 眞二君	商工観光課長	溝口 信一君
挾間振興局長	平松 康典君	庄内振興局長	一法師恵樹君
湯布院振興局長	小野 啓典君	湯布院地域振興課長	右田 英三君
教育次長	森山 金次君	教育総務課長	安部 文弘君
消防長	大久保 篤君	総務課長	宮本 秀明君

---

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。

議員及び市長を初め、執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

---

一般質問

○議長（工藤 安雄君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許します。

まず、1番、太田洋一郎君の質問を許可します。太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、太田洋一郎、一般質問をさせていただきます。一般質問に先立ちまして一言御挨拶申し上げます。

週末を挟みまして2日間お休みがありまして、執行部の皆様方は非常にすばらしい休養をとられたのではないかというふうに思っております。そしてまた、昨日は父の日ということでございまして、執行部の皆さん、そしてまた議員の皆様方、お父様方、いろんなプレゼント、気持ちをいただいたのではないかなというふうに思っております。幸い私も父という立場でありまして、昨日期待をしておったんですが、誰ひとりメールの一つもよこさないという状況で、いかに父親らしくないことが、幸か不幸か幸いをしたということでございまして、反省して、来年の父の日に向けて頑張っていこうというふうに思っております。

そしてまた、もう一点、先日の臨時議会で我々の地区の消防車が、消防自動車購入の件で否決をいただきました。この件に関しまして、地元温湯区も真摯に受けとめ、さらなる努力をしていこうというふうに言っております。

私も第三者的にしっかりとした目で確認をいたしました。そうしますと、やはり否決する理由というのは、これは正当なものであったというふうに感じております。本当に、執行部の皆様方にも御迷惑をおかけしましたし、議員の皆様方にも御迷惑をおかけしたということで、今議会に出しております補正に向けて、しっかりとまた御検討いただきたいというふうに思っておりますが、当地区としても精一杯消防車購入に向けて努力をしていこうというふうになってございます。

そしてまた、今回の否決によって、2点確認したことがございました。一つは、否決をしたということで、ある意味、この市議会がちゃんと正常に機能したということでございます。

そして、もう一点目は、地域が、より一層、雨降って地固まるではございませんが、よい消防車を、しっかりとしたものを今度購入していこうということで、一枚岩になって頑張っていこうということが一つまとまったことでございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1点目でございますけれども、由布院盆地の田園景観保護についてでございます。

湯布院のシンボルである温泉並びに田園風景はかけがいのない観光資源だが、離農する方、そしてまた高齢化等で田園風景の維持が困難になるのではと考えております。今後、どのように保護していくのか、保全していくのか伺います。

小さな1点目、観光及び環境両面の取り組みは、どう考えていますか。

2点目、農政の取り組みは、どう考えておられますか。

次に、大きな2点目、市営住宅の家賃滞納の取り組みはどうかということでございます。

3月の定例会の一般質問で取り上げましたが、その後、進捗状況はどうなっていますでしょうか

か。課長がかわられて、どのように引き継ぎをされたのかも含め、お伺いいたします。

そして3点目、太陽光発電施設設置事業に関する由布市の条例及び指導要綱について、条例及び指導要綱が制定され、運用されておりますが、市民の方から不備があるのではないかという声が多々聞かれております。

小さな1点目として、条例第8条——抑制区域に関してでございますが、水源地や自然景観を形成している河川などを除外しているのはなぜでしょうか。

そしてまた2点目、指導要綱第1条目的に関して、「良好な自然及び生活環境の確保に努め」としてありますが、条文が明確化されておられません。これはなぜでしょうか。

そして4点目、先日、鷲野議員からもありましたように、消防団員の費用弁償の件でございます。消防団の出動手当（費用弁償）について、現在、消防団が水災、警戒、捜索及び訓練等で出動した際には、費用弁償として出動手当が消防団に支給されております。ですが、火災の消火活動での出動に関しては、現在支払われておりません。消防団が火災に出動するのは当たり前だということで支払いがないと聞きますが、各消防団も財政的に非常に厳しいという声が聞かれております。

今後、財政面や出動率向上の観点から、火災出動時の費用弁償を支払う考えはないか、この4点につきまして質問させていただきます。

あとは、こちらで質問させていただきます。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。早速ですが、1番、太田洋一郎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、由布院盆地の田園風景保護についての御質問であります。由布院盆地の四季を彩る田園風景は、大切な観光資源、また、その宝であると考えております。

この景観を守るために、農業者と由布院温泉旅館組合が協力して、独自の取り組みを行っていることにつきましては承知をしております。また、大切なことであると認識をしているところがあります。しかし、農業を取り巻く環境は厳しいものがございまして、後継者不足などによって田畑の荒廃や売却へとつながり、農業離れが進んでいる状況であります。

湯布院地域におきましては、昨年、1名の新規就農者が農業経営を開始したように、他の地域と同様に、農業者や関係機関が一体となって、担い手の確保・育成、集落営農や多面的機能支払交付金事業の推進など、さまざまな農業施策の推進を行っていく必要があると考えております。

由布市におきましても、観光と農政が情報を共有して、田園景観を多面的に捉えながら、よりよい景観を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の家賃滞納の取り組みについての御質問にお答えをします。

平成26年度末の住宅使用料の滞納状況は、現年度分が1,323万8,000円、徴収率88.5%であります。過年度分が7,827万7,000円で、徴収率4.7%であります。

督促状や催告書の発送、納付指導や相談を行ったにもかかわらず、支払いに応じない入居者には納付誓約書の提出を求め、提出された誓約書の履行を強く促すなど収納対策に取り組んでおりますが、徴収率の向上にはつながっていない状況でありまして、対策に大変苦慮している状況であります。引き続き、悪質な滞納者には法的措置も視野に入れ、収納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後は、市営住宅の維持管理全般にわたる業務を、他市の状況を踏まえて、業務委託等を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電設備設置事業に関する由布市の条例及び指導要綱につきましての御質問であります。条例第8条抑制区域に関しましては、河川を除外したつもりはございません。議員も御存じと思いますが、抑制区域の設定には、次の3つの観点から行っております。

1つ目は、貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有しているということ。

2つ目は、地域を象徴するすぐれた景観として、良好な状態が保たれていること。

これを具体的に示したものが、8つの重要な視点場からの視領域により設定した区域でございますので、視領域で外れるところの部分につきましては区域外となるところもあろうかと思えます。この点につきましては、議会や審議会等におきまして、十分に検討していただいた点であると考えております。

3点目は、歴史的、また郷土的な特色を有していること。

これらの規定は、事業区域の面積にかかわらず、一部の例外を除き、全ての再生可能エネルギー発電設備設置事業に適用することとしております。また、水源地につきましては、再生可能エネルギー発電設備のみを対象として保護すべきことではなくて、別途条例等により対処すべきものであろうと考えております。

次に、指導要綱第1条の目的についてであります。この指導要綱は平成25年4月に施行されたところであります。当時、市内でも点々と太陽光発電施設が設置されるようになり、富士山の裾野での設置が騒がれ始めたり、県内でも騒がれ始めた時期であったので、先進地の要綱を参考につくったものであります。当時は、あくまでも内部の事務処理手順を示すマニュアルとしての指導要綱でありました。

しかし、その後に条例化すべきとの声が高まり、平成26年1月29日に自然環境等再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例、いわゆる再エネ条例を施行することになったという経緯があるわけであります。

次に、消防団員の出動手当についての御質問でございますが、消防団員の出動手当につきまし

ては、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第14条に基づいて支給しております。

この条例では、警戒、訓練、水災、その他災害の場合に、1回につき2,000円の費用弁償を支給すると規定されております。議員御指摘の火災出動につきましては、規定はされておられません。

消防団は、地域の実情に精通した存在でありまして、地域密着性、要員の動員及び即時対応力の面ではすぐれた組織であり、地域の安全・安心を確保する上で不可欠な存在であります。

毎年、厳しい財政事情が続いている現状であります。他の自治体の状況等も踏まえ、消防団とも協議し、これから検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） では、再質問させていただきます。少し順番を入れかえていきたいと思います。

まず、市営住宅の家賃滞納についてでございますけれども、前回、質問させていただきまして、いろいろ努力をいたすということで答弁をいただきました。そのときの議事録を確認すると、かなり法的な部分でやろうというところもございますが、その後、どういうふうにも、この3カ月、進展があったのかということをお伺いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） 今の質問内容でございますが、滞納の整理状況ということでよろしゅうございますか。

先般、3月議会のときには、平成25年度末の——すみません、建設課長です、お答えいたします。

先般は、3月議会の質問のときには、25年度末の決算ということで数字的なものをお示しましたが、今回は26年度末の決算が固まりましたので、この数字で、今回、先ほど市長が述べた数字で、最終的に滞納額が発生してございます。

昨年というか、25年度決算と26年度の決算を比較しますと、若干、やはり滞納状況が悪化しているのは現状でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 非常に、やっぱり残念なことですね。

そういった中で、要は悪質な部分ですね、悪質な滞納者に対して法的措置をとるというふうなことで準備を進めるということでもございましたけれども、そういったことは進んでおるんでしょ

うか。どういう形で進めようと思われませんか。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） お答えいたします。

悪質な滞納者ということの措置につきましては、先般も議会のほうで答弁をいたしましたけども、現状といたしましては、呼び出しをしているいろんな指導をしたり、あとは連帯保証人に対しまして履行の協力依頼とか、納付要請等は、今現在行っている状況でございますが、まだ法的措置までには至ってございません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ほとんど変わらないですね、3月から。これ、何でもこういう質問をするかと言いますと、やはり公正公平な部分を含めてでありますけれども、そういった中で、どのようにこの問題を建設課、担当課で考えられているのか、そういったことも踏まえまして、前回、その3月の一般質問のときには、法的な部分も踏まえてというところで、少し動きがあるのかなというふうに思っておりましたが、それはもうほとんど進んでないということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） お答えいたします。

一部の住宅等につきましては、現状使用していないという状況のところもございますので、そういったところにつきましては、退去届等が出た現状もございます。これから、実際には、入居されていた状況の物品等、動産等がございますので、そういったのをどうするかというふうな現状、細かいことはこれから詰めていこうというふうなところも出てございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） できましたら、ある程度、その数値目標というわけではありませんけれども、そういった、その計画を立てて、大体どのぐらいの時期に、こういうふうな手段を講じるんだということを少し実行していただきたい。そしてまた、家賃滞納とはまた別に不法工作物、これに関して、前回、今、挾間振興局長であります平松課長がおっしゃられましたように、現地を把握して、そういう必要があれば指導していきたいということで、そういったことも含めまして引き継ぎはされたんだと思うんですけども、現場確認をいたしまして、そういったその指導等は行われてきたのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） お答えいたします。

一部の現場につきましては、現地確認等行っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長です。少し、課長の補足説明をさせていただきます。

対象の方に対して、課長が担当者と一緒に職場へ行って、退去を促すような対応をしております。先ほど聞いたら、それによって退去届が出てきたということもわかっておりますので、一部でございますが、そういう方法もっております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） わかりました。

では、ぜひとも引き続きやっていただきたいんですけども、本当に、平口で言うとなんか明かんならば、しっかりと法的措置を講じてやっていただきたいというふうに思っています。法的措置といっても、なかなか難しい面もございますが、そういったことも含めてやっていただきたいというふうに思います。また、この件に関しましては、逐一聞きますので、よろしく願いいたします。

では、次に参ります。

消防団の出動手当につきましてでございますが、その条例外であるということでございますけれども、消防団にとりまして、やはり出動していくということには非常にリスクを伴いながら出動していくわけでございますので、そういった中で、火災出動というのは、非常に大きな役割を占めております。

消防団の出動といいましても、予測できる出動というのがあるんですね。例えば、その訓練であるとか、そういったものは、前もってわかります。そしてまた、台風であるとか、そういった風水害というのは、気象状況、天気予報等々で、どういう状況になるかというのは推測がつかますので、ある程度の把握はしながら消防団員は準備ができる。

ただ、火災出動の場合には、これは、いつ何どき起こるか分からないという状況の中で出動していくわけでございます。そういった中で、条例外ということでございますけれども、火災出動こそ出動手当を出す、これは大事なことだと僕は思うんですけども、身銭を切って消防団員出ております。

そういった中で、ぜひとも条例に加えていただく、もしくは、そういった条例をつくっていただいて、火災出動に関しての費用弁償をお支払いしていただくと、こういったことは考えられませんかでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えいたします。

議員御指摘のとおり、火災出動についても出す方向で検討していきたいと考えております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも検討していただいて、出していただきたい。

先日、先ほども申しましたように、鷲野議員からも、年俸の件でありましたけれども、例えば、その年俸で固定してしまいますとなかなか厳しい、財政的にやっぱり厳しいという部分もあるかと思われまふ。それで今、この金額で推移をしているのかなというふうに思っております。

そしてまた、私もその消防団OBとしまして、一律上げてしまうということになりますと、例えば言葉は悪いですが、幽霊団員というのがいる場合があるんですね。例えば、その消防団に属していながら、年間ほとんど出動していないという団員に対しても支給されてしまうということで、不公平感を感じるの否めませんので、そういった中で、何度も言うように、出動時の費用弁償というのは、これは出た分だけ支払うわけですから、これが一番、理にかなっているのではないかなというふうに思っております。

ぜひとも、そういった中で、一生懸命消防団頑張っておりますんで、報酬の引き上げ、もしくは、この費用弁償を火災出動にも充てるということで、防災安全課長、もう一度お伺いいたしますが、しっかり検討していただいて具現化していただきたいと思いますが、意気込みをお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） お答えいたします。

担当課長としては、消防団の皆さん、本当に地域で頑張られております。消防団の皆さんの意識、士気が高揚することについては、ぜひ、私、応援したいと考えております。担当課としては努力いたします。

ただ、財政面もありますので、そこは御理解をいただきたいと。私一存では決められないということで、御理解をお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 費用弁償を支払うことによりまして、多少の財源支出にはなると思うんですけれども、やはり出動率向上という意味では、非常に僕は効果があるのではないかなというふうに思っております。

そこで、財政課長、消防団OBといたしまして、どうかしっかりと検討して、前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長でございます。

財政課長といたしましては、非常にこの問題については慎重に協議をしていきたいと思っております。

そういう中で、団員の皆さんが、今、防災安全課長も言いましたように、士気高揚のためには、それはやむを得ない状況等を考えておりますが、今後、他市町村との整合性も含めまして検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 他市町村を余り考えずに、由布市として消防団員の対応というのはどうするのかということを念頭に考えていきたい。財政課長、かなり前向きな答弁をいただきまして、防災安全課長、財政課長がそこまで言うていただきました。

そこにつきまして、市長、どうでしょうか。市長のお考えをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 消防団の報酬等々もございませう。それで、水害とかいろいろな形で出動していただくわけで、それはもうそれで大変もう大事なことで、ありがたいことだと思っております。

大体、消防団というのは、ボランティア精神の根本でありますから、そこ辺も踏まえながら、団員の皆さんと、きのうも答えましたけど、団長以下団員の皆さんと相談をして、お互いに話し合いができる時点で考えていきたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひともよろしくをお願いいたします。

この件に関しまして、今、団長をされております二宮団長にも相談をさせていただいて、「今度の6月議会の一般質問には、消防団の火災出動の費用弁償に関して出るようにということで、質問させていただきますがよろしいでしょうか」というふうに聞きましたら、「それは、ぜひやってください」ということのでございませうので、消防団と協議の上、よい結果が出せませうように努力していただきたいというふうに思っております。

それでは、次に参ります。

由布院の盆地の田園景観に関しましてでございますけれども、例えば、具体的にこういうふうな取り組みがなされているということがありますでしょうか。

例えば、きょう、議長の許可を得まして資料を配らせていただきましたけれども、このゆふいん盆地米という取り組みでございます。こういった中で、やはり農業者の方々がしっかりと田園風景を維持していただいているということで、何とか田園風景が維持されているんですけれども、こういった取り組みに関しまして、ぜひとも何らかの支援ができないのかというふうに思っておりますが、いかがでございませうか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長です。お答えをいたします。

ただいま御質問をいただきまして、そして、議員さんから資料を配付されております「旅館向けに「盆地米」」、もう本当にこれはすばらしいプロジェクトだと私ども思っております。

このプロジェクトには、ゆふいん水田営農サポート研究会という集落営農組織が積極的に協力をしております。私どもといたしましても、先ほど市長のほうからの答弁にございましたように、由布市内全域に対して、農業振興のために担い手の育成、そして担い手の支援を含めまして、そういう観点から支援をしていきたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 確かに、由布市内の農業者、高齢化等々で離農しているという現状があります。

そういった中で、担い手を育成していくと、これは、ごく当然のことだと思うんですけども、その観光面で考えたときに、先日、湯布院のまちづくり審議会開かれまして、その案件が、田んぼが集合住宅になると、それも駅裏地区でございます。

そういった中で、どんどん、その湯布院の観光面で見た田園風景っていうのは非常に必要なんですけど、大切なんですけども、そういった田園風景が一つ一つ虫食い状態で食われていくという状況がございます。

田園というのは、非常にいろんな意味を持ちまして、非常に大切なものでございますので、そういった意味で、その観光面という部分で、田園風景をいかに残していくのかというふうなところで、もし、観光面でそういったアイデア等がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

魅力ある美しい田園景観風景は、由布市の観光資源の宝だと認識しております。今後も、観光まちづくりの観点から、すばらしい情報発信に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） いまいち具体的な部分が欠けているような気がするんですが、どういうふうに保護していくのか、例えば、こういった盆地米という取り組みがございます。そういった中で、要は、この盆地米をつくっておられます方々と意見交換をしたときに、昨年度は一袋、30キログラムの袋を100袋、何とか旅館、そういった飲食店等々で使っていただきたいという

ことで目標を掲げたと。

ことは500袋、何とか消費していただきたいというふうな取り組みの中で、要は、こういった取り組みに関して、例えば農業者に対して、例えば少し補助してくださいよというのではなくて、仕入れる側、例えば飲食店であるとか、旅館であるとか、こういった取り組みをさせていただきますお米を仕入れる側に何らかの補助を出すような形をとって、例えば7,000円で盆地米を納める、その7,000円で納める部分に少し補助を出して7,500円、8,000円にしていくという、そういったことによって農家の収益が上がっていくということが考えられるんですが、そういったことに対して、何か取り組みが考えられませんかでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。お答えします。

ゆふいん盆地米プロジェクトについては承知をしております。まずは、取り組まれている団体からお話があれば、お伺いをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも、これは広げていただきたい。また、しっかりと受けとめていただきたいというふうに思っております。

何度も言うように、湯布院の観光の二本柱というのは、温泉と、あとこの田園風景だと僕は思っております。この田園風景があるがこそ、湯布院の魅力が世界に発信できるというふうに思っておりますので、これはもう田園風景というのは、温泉と並んで湯布院の財産でございます、観光の財産でございますので、これをしっかりと守っていく。そのためには、しっかりと農業者に寄り添ったといいますか、そういった面も観光面で持たなければいけないのではないかなというふうに思っております。

農業者の方、盆地米ではないですけれども、こういった取り組みをされておって、500袋、ことは目標に掲げられて頑張っておられますけれども、例えば、湯布院の観光施設が全て由布市産の米を使おうとなった場合、今、農家で自主流通で回して買い手が決まっている、顧客を持っておられる方、農家の方、たくさんおられると思うんですけれども、そういった行き場がまだ決まっていないお米、これを、例えば由布院盆地で消費しようとした場合、かなりの数量が消費できるというふうに推測されます。

例えば、私事で恐縮でございますけど、うちの家内が飲食店といいますか、食堂をやっております、昼間だけの営業ですけれども、年間に約60袋のお米を使います。先日、副議長にお伺いしたところ、御存じのように、旅館経営、今、息子さんが社長をされておりますけれども、そこで年間どのくらい米を消費されますかと聞くと、大体120袋ぐらいは使うということでござ

います。そしてまた、大きな観光施設、旅館、宿泊施設等では、もう1,000袋、1,500袋という数が年間使われるわけですね。

そういった中で、田園風景を確保しながら、そういった取り組みを進めていくということは、非常に、僕は、大きな進展といいますか、大きなこと、大きなムーブメントになっていくというふうに思います。そうなりますと、由布院の盆地で、例えば栽培されるお米だけでは、もう全然足りない。

そういった中で、庄内でそういった取り組みをされているお米であったり、例えば挾間、由布川溪谷の溪谷米みたいな、そういったお米もどんどん消費地としての湯布院観光に、観光地に納入させるということが可能になれば、僕は、農業と観光の連携と、非常に相乗効果が生まれてくるのではないかなというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえまして、しっかりと協議していただきたい。

早速、この取り組みをされている方々に、観光課に行ってしっかりと話し合いを持ってくださいということを言います。そのときには、ぜひとも前向きな検討をしていただきたいというふうに思っております。

そしてまた、これは野上議員さんから言わんでいいって言われたんですけども、旧湯布院町で、田園景観保護条例というのがございまして、これはもう湯布院出身の職員の方はわかると思うんですけども、こういった取り組みを旧町時代やっておった。これは、やっぱり観光と農業の、何と言いますか、しっかりとタッグを組ませるという意味では非常に大きな取り組みではなかったかなというふうに思いますので、そういったことも参考にされながら、ぜひとも協議をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に参ります。

太陽光発電施設設置事業に関する条例に関してでございますけれども、やはり条例の8条の中で抑制区域の部分で、先ほど市長も言われたように視点場という部分がございますけれども、そういった意味では、僕は、今回、私が懸念しているのが湯牟田地区の計画された地域なんですけれども、これは立派に、僕は視点場に属するのではないかなというふうに思っております。

例えば、隣接する別荘地であるとか、そういったところからも、非常に景観的にもいかなものかというふうに思いますし、そういった視点場の観点からも、やはり抑制区域に入れるべきではないかというふうに思っております。

そしてまた、非常に重要なのが、水源地がここにあるということなんです。計画されているところの、本当に隣接するところに川北水源というのがございますが、これを保護する意味でも、何とか抑制区域に設置できないかというふうに思っております。

そこで質問でございますけれども、この川北水源というのは、大体どのぐらいの給水をされて

いるのか。例えば、具体的にどういった地区に給水をされているのか、わかりましたらお伺いしたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長です。お答えします。

この湯牟田の水源は、水道課で言いますと川北水源に当たるんですが、湯布院町上水道の約3分の1程度の人口の方に給水をしておる水源でございます。

この水源は湧水ですので、その水を収水いたしまして、それに紫外線処理をいたしまして、塩素の消毒をして、皆様方に給水をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） そうですね。では、具体的に給水人口というのはどのぐらいの規模でございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） お答えします。

湯布院町の上水道の計画給水人口が約8,500程度ですので、その3分の1ということで、すみません、正確な人口につきましては、現在、資料を持ってませんので、後日、御報告をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ここに、水道台帳、町水道の写しというのがございます。これを見ますと、これ、給水人口というのが4,500から5,000というふうになっておりまして、給水地区というのが、当初、川北の水源で給水されておりました湯布院中学校の周辺から徐々に拡大いたしまして、これで言いますと、乙丸、湯の坪、岳本、田中市、荒木、石武、これ、盆地のほとんどが入っているようなことになるんですね。

だから、川北水源が、湯布院の盆地の水道水をかなりの割合で補っているということだと思うんですけども、これは、課長、把握されておりますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） お答えします。

今、湯布院町の上水道の大半は、並柳の水源地が第一でございまして、一番多く給水をしております。2番目に、今言われています川北水源で、3番目が乙丸水源でございまして、大体、並柳の配水池と乙丸の配水池のほうが盆地の中を主に給水しているところでございまして、川北水源につきましては、川北地区と川南のほうを、そういったところを給水しているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 課長、大変申しわけない。しっかりと調べていただきたいんですね。といたしますのが、これを見ますと、これ、かなりの地区を川北水源が、川北水源がというわけではありません。川北水源が、他の水源地と直結して給水をしているということなんですね。それは、おわかりになりますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） その区間に関しては、理解しております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ということは、川北水源の水が乙丸水源、そしてまた並柳水源と管でつながっているという可能性はありますよね。（「つながってる」と呼ぶ者あり）つながってますよね。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 各々が配水池の位置が違いますので、おのずと水圧が違ってきますので、管は一体化しておりますが、それぞれバルブでとめておりまして、川北の水がその管で並柳のほうと一緒になるというようなことはしておりませんが、事故等発生した場合には、バルブ操作によって断水をしないように地区の調整はしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） わかりました。今の答弁で、かなりの部分、例えば事故等発生した場合に、例えば川北水源を乙丸水源に、そしてまた並柳水源に充てるということがあるということでございますので、そういった観点から、やはりこの水源地というのは非常に重要であるというふうに思っております。

その観点からも、やはり抑制区域の中に、ここは湯牟田地区の川北水源を守るためにも抑制区域に入れる必要があるというふうに思われますが、いかがでございましょう。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 抑制区域につきましては、担当が違うんですが、水道の水源地につきましては、由布市水道水源地域保護条例がございまして、水源につきましては、本条例に基づきまして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） では、例えば水道の、由布市水道水源地保護条例、この中で、例

えばこの条例の中にそういった抑制をする、そういったそのソーラー発電等を抑制するような区分は設けていただくということでございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） メガソーラーというふうに限定的にするかどうかというのは、今後研究をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ここに、これ、財団法人電力中央研究所というところからのいろんな資料をまとめたやつでございすけれども、この中で非常に懸念する部分がございます。

なぜ、その水源地を抑制区域にしなければいけないのかというところの問題でございすけれども、先日、工藤議員さんからもありましたように、ソーラーパネル、要はそのモジュールですね、太陽光モジュール、これを製造するに当たって、非常に危ない物質が、今、使われ始めているということなんですね。

例えば、国産のメーカー等々であれば、そういった懸念は大分払拭されるということは書かれておりますけれども、やはり費用対効果を考えて、業者は安いパネルで、なおかつ発電効率のいいものを使うと、これは当たり前のことでございます。

そういった中で、海外でつくられた、製造された中に、これで言いますと、かなり悪い物質が含まれております。例えば銅でありますとか、水銀でありますとか、カドミウムでありますとか、六価クロム、非常にそういった有害な物質を含んだものが太陽光発電パネルに使われているということがございます。

それは、そういったものが外に溶け出すようなことがないように設計はされていると思うんですけども、これが何らかの形で溶け出した場合、例えば、先日の群馬県の伊勢崎市で、議会の冒頭15日でございましたが、豪雨災害等で突風により、約200枚のソーラーパネルがやられたと。

そういった状況の中で、表面のガラスが割れて、雨水が入り込んで、そういったものが溶け出すという可能性は、非常に考えられるわけですね。そういったことに関して、やはりこの水道保護条例の中で、しっかりとうたい込んでいく必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） その件につきましては、私も十分懸念されるものだと考えておりますので、今後、十分研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも、しっかりと研究していただきたい。

そしてまた、考えていかなければいけないのが、例えば設置をされたら、このソーラーパネルが10年、20年先にどうなるかということも考えなければいけないと思うんですね。一応、契約では、業者が責任を持って、例えば撤収するというふうにありますけれども、その業者が、例えば20年後に撤去しますよと言いながら、19年目に撤退した、もしくはその会社が潰れた場合に、その処理はどこが行うのかということが問題になってくると思います。これはもう、全国至るところで20年後、持ち上がってくる問題だと思うんですが、そういったことも含めまして、どういうふうな処理をしていくのか、そういったこともこの太陽光発電の設置に関する条例、もしくは要綱でうたい込まなければいけないと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（森山 徳章君） 都市・景観推進課長です。お答えいたします。

今、議員がおっしゃられました20年後、確かにそういう声は聞いております。しかしながら、やはり市民の皆さん方の不安な点としてのそういったことも耳にしております。

しかしながら、いわゆる再エネ条例の第9条には届け出、それから12条には審査について定めております。また、再エネ条例の施行規則第7条には審査の項目を別表に定めるとして、別表には総合政策課、契約管理課、環境課、農政課、建設課、都市・景観推進課、水道課、学校教育課、社会教育課、農業委員会、由布市消防本部の11の部署が、それぞれの審査の項目を設定し、協議項目や協議の内容の詳細を定めております。

この詳細部分については、それぞれの課が所管することになりますので、該当する部署で、それぞれの審査項目や協議項目に従って指導することとなるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） では、具体的に、端的に、例えば設置後20年たって、業者がもうわからなくなった場合、放置された状態になった場合に、どの課が対応していくのか。そしてまた、その処理をする場合、処理をする業者がいなくなった場合、どこが責任を持って処理をするのか。これは、どうなんでしょうか。最終的には、由布市が対応しなければいけないと思うんですが、いかがでございましょう。

○議長（工藤 安雄君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（森山 徳章君） お答えいたします。

この問題につきましては、一市町村では対応が非常に難しい問題であろうというふうに私は認識しております。なぜなら、海外においては、法律において、例えば20年後終わった後に、ど

ういう方法で処分するのかということが定められているというふうに、私の調べる限りでは、そういう国もあると。

しかしながら、残念なことに、日本国内においては、まだ廃棄処分の方法すら決まってないというところで、多少不安な面もあるかもしれませんが、ただただ心配するだけでは、なかなかこれ、問題は解決できないんじゃないかというふうにも考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） そうですね、心配するだけでは何も進みませんので、やはり法律がない今、やはり条例なり等々で、やっぱり、しっかりとうたい込んでいくということが、やはり必要だと思うんですね。法律がないから条例で縛らなくてもいいんだということではないんです。やはりその、心配であるからこそ、条例にうたい込む、先ほど言いましたように、抑制区域等々に指定していく。処理をする場合には、こういうふうにするんだと、そういったことも踏まえまして、再度お聞きしますけれども、そういった必要性はありませんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（森山 徳章君） お答えをいたします。

私の前職でありました環境課のときに、この条例のことで話がありました。そして、環境課としてできることとして、例えば管理の方法、例えば除草剤を使うのかとか、はたまた、要するにパネルによってはシリコン系とかそういったものじゃない、化合物じゃないものとか、化合物であるものとかいうことの区分けによって、害があるやないやというようなことになっておるということで、まず、素材は何を使っているのかとか、そういうのも明確にしてください。そして、何かあったときには、どういうふうな対処マニュアルをつくっていますかと、そういうようなものも提示してくださいということで、いろんな点において、今ここに資料がないので、詳しく説明することができません、申しわけありませんが、そのようなことは、やはり市民の皆さんが心配するようなことについて明確にするようには準備をしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも、その取り組みといいますか、それは迅速に早くやっていただきたいというふうに思っております。

それと、何度も申しますように、先日の工藤議員の質問内容にもありましたように、管理をする上で、非常に強力な除草剤を使ってあるとか、洗浄剤を使うというのは、ネットで調べますと、非常に多くの業者が委託を受けてそういったことをやっているというふうに見受けられます。

例えば、草を刈る作業に関して、人海作戦でやった場合に、あの広大な敷地を、延べ人数で言

うと、何百人という人数でやると。それに対しての、例えば日当であるとか、そういったことを計算した場合、多額のお金がかかると。そういった中で、やはり業者であれば、ではもう草が生えないように、そういった除草剤使おうと、パネルを洗浄する洗浄剤使おうというふうになると思います。

皆さんも御存じのように、日本には、中国のほうから黄砂が飛来してまいります。そういった中で、時期的には、黄砂が降り注いで、ソーラーの上に付着をして、発電効率が悪くなるというふうなことで、そういった中で洗浄液も強力なやつを使うというふうな事例もあるようでございますので、その辺も踏まえまして、やはり何度も言うように水源地確保、そのためには、ぜひとも水道のほうの条例でもいいです、再エネでも結構ですので、しっかりと抑制区域を設定していただきたい。そしてまた、水源地を守るための取り組みを条例の中にもうたい込んでいただきたいというふうに思っております。

水道課長、もう一回いいですか、答えていただきたいんですけども、この上水道の保護条例の中で、そういったこともうたい込めるような条例にしていだけますか。検討していただけますか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） しっかりと研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） では、ぜひともその研究をしていただいて、条例に反映していただきたい。そしてまた、まだまだ、やはり不備があるこの再エネ条例でございます。私は、まだまだ不備があるのではないかなというふうに思っております。

そういった中で、やっぱり太陽光発電の設置事業にかかわる部分ですね、由布市の条例や指導要綱では、現時点で、市民生活、社会生活上、最も大切な水源地、その関連施設において、事業計画が何ら制限されておらず、由布市行政は、その対策を早急に講じるべきだというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえまして、ぜひとも条例にもうたい込みながら、水源地の抑制区域設定という部分を考えていただきたいというふうに思っています。

これはもう、市民の安心・安全という意味で、例えば一地域のこと、そういった問題ではなくなる可能性が非常にありますので、そういった中でぜひとも水源地を守る、市民の安心・安全を守るのは我々の責務でございますので、そういったことも踏まえて、ぜひとも検討していただきたい。そしてまた、結果として出していただきたいというふうにお願ひ申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。（拍手）

○議長（工藤 安雄君） 以上で、1番、太田洋一郎君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、10番、小林華弥子さんの質問を許します。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 10番、小林華弥子です。いよいよ一般質問も最後となりました。大変お疲れでしょうが、最後までよろしく願いいたします。時間が、多分、今回もまた足りなくなるとお思いますので、足りなくなったら次回に続けて質問したいとお思いますので、よろしくお願ひします。

大きく3点について、質問通告させていただいています。

メガソーラー問題について、先日の工藤議員、それから、先ほどの太田議員も取り上げていましたが、やはりメガソーラー問題、由布市にとってゆゆしき問題であるということで、市内から大変いろいろ懸念を寄せられております。今、特に問題となっている由布市内の3カ所のメガソーラー問題について、それぞれ質問させていただきます。

まず、1点目は、塚原共進跡地のメガソーラー問題についてです。

先日、工藤議員の質問に対してもお答えがありましたが、今、排水工事について、隣接する市有地の使用許可を出す際、地元住民説明会を開催するよう業者に指導しました。まだ、説明会は開かれておりません。

先日の答弁では、計画が全部決まってから、工法や排水路計画が定まった段階で説明するというふうに業者は言ってきたと言いましたが、市としては、どういう指導、対応をしてくれているのか教えてください。

2点目、これは塚原の共進会の横ですね、横というか近くの旧リックスプリングバレーと言われる土地のメガソーラー問題です。

以前、議会でも取り上げましたが、土地を購入した中国資本の会社が、今回、メガソーラー開発計画の説明を開いたというふうに新聞で報じられていました。この地区は、もう既に由布市の抑制区域に入っています。抑制区域に入っている地区でのメガソーラー問題が具体的に動き始めたということだと思んですが、市としてはどのように対応していくのか、お伺いをいたします。

3点目は、川西水源地付近のメガソーラー問題、これ、先ほどの太田議員が取り上げていた、いわゆる湯牟田と言われる地域に持ち上がっているメガソーラー問題です。この下流域に当たります川西の槐木地区のあたりに持ち上がっているメガソーラー問題ですが、抑制区域としての扱いは考慮しているのかということと、それから、このメガソーラー問題については、既にことし

の3月に地元の地区から断固反対しているということで、市長宛てにも要望書が提出されているはずだと思いますけれども、こういう地元地区民の意向を反映して、市としてはどのように対応していくのか教えてください。

2点目、まちづくり審議会の事例集について、これは、以前、私が議会で2回ぐらい取り上げたと思うんですが、いわゆる「湯布院町潤いのある町づくり条例」に基づいたまちづくり審議会の過去の審議事例集を策定してはどうかということを申し上げましたら、当時の課長は、事例集は必要だという見解を示していました。その後、まだつくられていないようですけれども、事例集づくりはどうなっているのか、教えてください。

3点目、小学校統廃合計画と小規模集落対策や定住促進施策について伺います。

今回、湯平小学校の統廃合が決まったというふうに聞いておりますが、これまでの湯平小学校の統廃合については、どのような取り組みをしてきたのか。また、保護者や地域の住民、関係団体からはどのような意見、要望が出ていたのか。市は、それに対してどういうふうに対応していくのか。

それから、少し基本的なことですがけれども、教育長がかわられて、改めてお伺いしたいんですが、教育長は小規模小学校教育というものについてどのようなお考えをお持ちなのか教えてください。

それから、進められています由布市の小学校規模適正化計画ですがけれども、市の、いわゆる小規模集落対策、あるいは定住促進対策の観点から見たときに、小規模適正化計画というのは整合しているのかどうか。

それから、最後に、市長は、いわゆる「増田レポート」をどのように受けとめ、今後の人口減少対策を考えているのか教えてください。

再質問は、この席でさせていただきます。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、10番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、メガソーラー問題についての御質問でございますが、1点目の塚原共進会跡地のメガソーラー問題につきましては、排水路工事に伴う市有地使用許可の際、業者には工事着工前までに地元説明会の開催を強く要望いたしたところであります。

現在、排水路工事の設計内容について、県が林地開発関連としての協議をしているところであります。今後は、排水路工事の設計が変更され、市の審査が終了した時点で、業者による地元説明会を開催することになると思っております。

2点目の塚原・旧リックスプリングバレーのメガソーラー問題についてであります。この報道は、5月31日、大分合同新聞の朝刊に掲載されておりましたが、記事によりますと、概要を

初めて説明したとあります。このことを受けまして、市は、その説明の内容がどうであったか、早速資料の入手に努めたところであります。

また、議員御指摘のように、この場所は、いわゆる再エネ条例の抑制区域内に位置しておりますので、都市・景観推進課より説明した会社に電話連絡をいたしまして、条例に定めた抑制区域内にあることを伝えたところであります。先方も承知していたと聞いております。

3点目の水源地付近のメガソーラー問題についてであります。その場所は抑制区域外となっております。しかしながら、関係する自治区から建設反対の要望書の提出を受けていることもありまして、対策が必要であると考えております。

次に、まちづくり審議会の事例集についての御質問でございますが、審議事例をマニュアルとして残すことは必要なことだと思いますので、どのような形で可能なのか、少し時間をいただいて検討してみたいと思います。

次に、「増田レポート」をどう受けとめるか。今後の人口減少対策をどう考えるのかという質問であります。 「増田レポート」は、社会減と自然減の同時進行による急激な人口減少によって、市町村の存立基盤が危機に瀕することに警鐘を鳴らしたものであると考えております。

地方消滅とか、消滅可能性が高まると言われると、人口減少で自治体が消滅すると思われて、あたかも、どこでも厳しい状況があるかのように捉えられる危険性が潜んでいると私は思っております。注意しなければならないのは、危機感をあおること、地方に住んでいる人々の気持ちがなえ、人口推計に思わぬ影響が出るのではないかという心配もあります。しかし、人口減少を乗り越えようとする強い意思があれば、市町村は消滅することはないと、私は思っております。

私は、危機感を持ちながらも、今後、若者の流出をできるだけ少なくし、U I Jターンをふやす政策を推進しなければならないと考えております。そのためには、地域で暮らしやすい環境として、就業や起業の機会確保や子育ての支援等の環境を整えていくと同時に、地方での田舎暮らしの中に真の豊かさと幸せがあることを住んでいる人々が気づき、そのことを情報発信していかねばならないと考えているところであります。また、自治体が連携することで、それぞれの特徴を生かしながら役割を補完することで共有していく方策の必要性もあるのではないかと考えているところであります。

以上で、私からは終わります。あとは教育長が答弁いたします。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） 教育長です。小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、これまでの取り組み状況についてですが、由布市教育問題検討委員会の答申内容を説明するため、平成19年8月に、第1回目の規模適正化説明会を行い、以後、ことし1月の説明会まで通算10回の話し合いの場を設けて、保護者や地域住民の方々との協議を続けてまいりました。

た。

その中で、児童数は年々減少していき、今後も増加が望めない状況が予測されていることから、小学生の時期に大切な集団活動の機会を通じた児童の協調性や学習効果のさらなる向上を目指して、保護者会は統廃合を選択されました。

このことを受けて、校区住民の方々の御意向を伺いましたが、校区の意見として、保護者会の決定を尊重し、支援をしていきたいという結論が出されました。4月27日には、校区住民代表、保護者会、教職員による閉校記念実行委員会が組織されたところです。

また、統廃合に向けた意見・要望については、統合先がどこなのか、通学手段は何かなどの課題をいただいておりますが、児童や保護者の皆さんの不安解消と安全な通学方法等について、今後慎重に協議を重ねてまいります。

次に、小規模小学校教育についてどう考えているかの御質問にお答えします。

小規模校の特徴として、児童と指導者の触れ合いの時間がとれる中で、学習面や生活面においてきめ細やかな指導ができることや、保護者や地域挙げての協力体制のもと、学校行事や体験活動など特色ある教育活動が展開されており、学校が地域コミュニティの拠点としての役割を果たしていると考えています。

一方、過小規模校と言われる状況の中では、多様な人間関係の中でお互いが切磋琢磨し合いながら、向上心を持ったり、社会性を養うという視点から見ると、難しい状況にある学校も多いと考えています。

次に、由布市の小学校規模適正化計画は、市の小規模集落対策や定住促進施策と整合するのかなどの御質問にお答えします。

学校規模適正化計画は、市内の複式学級のある学校の解消という大きな目標のもと、児童の教育効果の向上を図るために作成されたものであり、子どもたちが多様な考えに触れ、お互いを高め合い、成長していくには一定の集団規模の確保が必要であるという考えのもとに策定をされております。

したがって、必ずしもさきの施策と整合させながらという分においては、必ずしもそうになっておりません。しかしながら、今後とも計画の対象校については、保護者、地域、関係者の皆さんと協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） ありがとうございます。

では、順次、再質問させていただきたいと思いますが、まず、共進会跡地の件ですけれども、その着工前に説明会をさせるということを書いてますが、この説明会の対象者というのは、ど

ういうふう位置づけて指導しようと思っっているのか、そこら辺を教えてもらえますか。

まず、この説明会の対象者をどう考えているんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（加藤 裕三君） 契約管理課長です。お答えをいたします。

今、詳細については、まだ業者のほうとは打ち合わせをしてませんが、基本的には流域含めて関係者というふうなことになるかというふうを考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 森林法に基づいている説明会開催義務なのか、市として指導してますので、私は流域関係者、広く、自治区の区民だけではなく関係団体、周辺住民、全体を対象とすべきだというふうに思っています。

それから、市としては着工前に説明会するのが条件というようなことでしたけども、その業者の説明によると、工法や排水計画が決まった段階で説明するというので、もう何もかもが全部決まった段階で、ぽっと説明だけすればいいんだというような意向が伺えるんですけども、基本的に市が地元の人たちに説明会をなさいと言っている一番の目的は何ですか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（加藤 裕三君） お答えいたします。

やはり、我々指導する中では、安全性を含めて、今回の排水路の流末に関しては、直接設置するパネル等の雨水排水というよりも、これまである水路の終末の改修を考えていますので、そういったその安全性を含めて、地域の方の同意をいただくという、同意というよりも説明会をするという考えでございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 住民に説明をなさいと言っている市の一番の目的、なぜ住民に説明させなきゃいけないのか。今、同意をいただくというよりとおっしゃいましたけど、一番は、今、課長も言われたように、一番地元の人たちが心配をしている安全性だとかってということについて、地元の人たちの理解を得ることですよね。いろんな条例で地元説明会、義務づけられていますけれども、地元の十分な理解を、まず得ることが一番の目的で開催させてるんだと思います。

そうなったときに、もうこういうふうに決まりましたから、こういう工事をしますだけで、果たして、ちゃんとした十分な理解が得られるのかということをしごく心配するんです。

先日来、この排水路工事のことだけではなく、メガソーラー全体のことについても説明会の開催を何回も要請をしてきて、先日の答弁では、業者側はもう4回説明したからいいんだというふ

うに紋切り型で言ってきたことを、市長答弁がそのまま言っていました。

しかし、最終的に、今、市の文書では、当時、自治区に対して出した文書では、説明会を開催されてきたけれども、地元合意には、まだ至っていないと、地元の合意形成には至っていないようですという文言を市のほうが出してるわけですよ。地元の人たちが今回の事業について、まだ納得してないんだということを、市は今、把握している状況なわけですよ。

排水路工事についても、これから、一から説明会があると思うんですけども、そこら辺は市の指導として、本当に住民の人たちが納得できるまで、回を重ねて開催をするようにということが必要ではないかなと。どんな説明するか、まだわかりませんが、そういうことを市のほうが十分に、地元の住民の理解を十分得られるように、丁寧に何回も説明しなさいよと、そういう指導をしていただきたいと思うんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（加藤 裕三君） お答えいたします。

まず、今回、私どもが説明会を開催する水路系統については、これまで整備されていない部分もございましたので、やはり、そこに集まる水量であったりとかいうところの計算上として、安全に施設ができるかというのが、まず一点、大きな部分があります。

それと、全体を見ると、その4系統の排水路のものがありますので、そこは大分県と林地開発の中でかなり審議をされているようにも聞いておりますけど、あわせて、やはり地域の方が、少なくとも安全で思えるような形では説明をさせていただくというふうに考えています。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 計画の中身が安全かどうかということをお話してるんじゃないんです。その地域の人たちが理解できるまで、丁寧に説明をしなさいという指導をしていただきたいということです。

それから、この排水路計画というか、今、森林法に基づいて、県が今、審査をしているというふうに、先日のお話でありました。県が許可基準の4点に基づいて審査している後に、この森林開発については、県が市に意見を求めてくると。市長に意見を求めてくるというふうに答弁されていましたが、まず、その県の許可基準の4点というのを具体的に教えていただきたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長です。

この森林法に基づいての市長の意見のことをごさいます。森林法第10条の2第6項におきまして、市長の意見を求めるというくだりがごさいます。その前提となります県の調査につきましては、まず、災害の防止に関する中身、それから水害の防止、水源の確保、環境の保全、この

4項目につきまして調査をするという基準が森林法に定められておるところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） ありがとうございます。

そのことを、まず指摘したかったんです、すみません、資料にも添付させていただきました。今、課長がおっしゃったとおりの4点について、県は許可基準を設けているということなんですが、その第10条の2項で4点について審査をした後に、最終的に、県は市長に意見を聞いてきますよね。これ、何で、県は市長に意見を聞いてくるんだと思いますか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えをいたします。

まず、地元の合意形成がなされているかを明確にするためだと認識をしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） もちろん、その地元の合意形成も一つあると思います。もう一つは、私、要するに法律に基づいて審査するのは県がやっているわけですよね。基準に基づいて審査してるわけですから、法律に合ってるかとか、基準に合ってるかというようなことは、これは県が厳正に審査しますよね。だから、そのことについて、市は合ってるか、合ってないとかいう必要はないんですよね。それは、県がちゃんと審査してくれてますから。

ただ、その上でも、さらに市長の意見が、県が最終的に判断するときに必要なというのは、地元の合意形成がされているかということももちろんそうです。

それから、もう一つは、県だけでは判断し得ない地元の特質、特徴、あるいは県が、このペーパー上の基準だけでは判断し切れない地元ならではの懸念事項や課題などがあるのではないかと。

それから、地元自治体としては、このことについてどう考えているのかと、そういう意向を尊重しながら、県は最終的な判断をくだしたいということだと思っんですね。

そこで、私はちょっと気になるのは、先日の同僚議員の質問で、パネルの設計について、風速30メートルに耐える設計だが問題ないのかという工藤議員の質問に対して、市長答弁では「JIS規格により風速30メートルが設計されているから問題はないと考える」というふうに答弁されていましたが、市長、こんなこと言って大丈夫なんですか。

そもそも30メートルのJIS規格でいいかどうかという、30メートルのJIS規格のもので基準に合ってるかどうかということを審査して判断するのは、これは県の権限だと思うんですよね。まさに、県が今、そういうことを、今、審査しているわけですから、それを飛び越えて市長が30メートル規格で問題ありませんなんて、何を根拠にそんなことを言っちゃってんのかっ

て。これ、県の権限を逸脱して、市長が安全だなんて言っているのでしょうか。ちょっと心配なんですけど、市長、こんなこと言っているんですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 県の審査を待ちたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） この市長が言われたのは、業者が30メートルで大丈夫だと言ってますっていうことを真に受けて言ってると思うんですけど、ちょっと解説させていただくと、業者が何で30メートル規格を持ち出したかという、この理屈はこうなんです。

JIS規格で太陽光パネルを設置するときに、いろんな計算をします。お手元に、ちょっと資料が配らせていただいている1枚をめくって2ページ目、いろんなこれ専門的な工法があるんですけども、太陽光パネルを設置するときの土台をどのぐらいの強度にしなきゃいけないかという計算式の中で、これ、いろいろ専門的なことがあるんですけど、ちょっと太字で書いてますが、その数値を出すときに、まず風圧荷重という数値を根拠にし、この風圧荷重というのをどうやって計算するかという、この風力係数とか速度圧とか受風面積とか、こういう数値をもとに計算するわけですね。その中のこの風速圧というのをどういうふうに出すかという、この下のほうですけど、風速圧の求め方、風速圧っていうのは、基準風速掛ける0.6掛ける環境係数掛ける用途係数って、こういういろんな専門的な数値を使って割り出すそうなんです。

問題なのは、その中の基準風速っていうやつなんですけど、この基準風速って何かという、下のほうに太字にしてありますけれども、基準風速とは、その地方における過去の台風の記録（最大風速）に基づき、50年に一度の大型台風を想定して国土交通大臣が定める風速のこと。設計風速を決定する際の基準となる風速で、全国の市町村別に30メートルから46メートルの範囲において数値が定められていますというふうになっているんですね。

じゃ、由布市の塚原地域は何メートルに設定されているのかというのが、その次のページです。基準風速一覧表、これはホームページで調べれば、すぐ出てきます。国土交通大臣が定めてるんですけど、これの大分県のところを探してみたいですね。

そうすると、大分県の中で、これ旧町名で出ていますが、由布市でいくと挾間町と庄内町地域は32メートルというふう設定されているんですけど、湯布院地域、ましてやその塚原地域が書いてないんですね。

ということは、これ、どういうことかという、その表の一番上を見てください。下記以外の地域と書いてありますよね。下にない地域は30メートルだって書いてあるんですね。これ、どういうことかという、塚原は30メートルでいいとかって言う話じゃなくて、塚原、湯布院町は基準風速が設定されてないんです。

設定されてないがために、下記以外の地域として、全国でも最小の30メートルにされてしまっっちゃってるんですよ。それをもって、業者は30メートルでいいんです、最低限の基準ののっつって設計したからいんですって言うてるんですけど、そういうことが、いかにあの地域の実情を見てない数字か。

先日もさんざん言われてました。あそこの塚原のあの地域は、特に突風が吹く、暴風雨が吹きすさぶ地域なんだということが、さんざん言われてましたよね。あそこに立ってる桜の木も風になびいて斜めに育ったり、あるいは、先日、工藤議員も紹介してましたけど、突風で屋根が吹き飛ばされたり、あるいは電柱が折れ曲がったりということが実際に起きている地域なんだと。

そういうことがありながら、これが全国最小の30メートルでいいなんていうのは、いかに地元の実情を見てない数字かっていうことがわかると思うんですけど、市長、どう思います、これ。これでも30メートルで大丈夫だと言えらると思いますか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） いや、県の取り組みを見ていきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） であれば、どうしたって、これ30メートルじゃだめだということだと思うんです。今、市長がおっしゃられたように、これで、本当に30メートルでいいのかどうかということとは言えない。だから、県の審査を待つというのが、私は妥当だと思うんですよ。それを市長、先日、30メートルで問題ないって言っちゃってるんですよ。私、あの発言、問題だと思いますよ。

市長が30メートルで問題ないって一回公式で発言しちゃったときに、じゃ、もし、今後30メートル設計でパネルが並べられちゃって、それで突風が吹いちゃって、もし被害が出たときに、人家が襲われたり、もし、人的被害なんかが出たときに、これ、市長の責任発言になっちゃうんです。あのとき、由布市長が30メートルで問題ないって言ったじゃないかと。これ、市長の責任になってしまうと思いますよ。

市長、先日の発言、撤回したほうがいいと思うんですけど、撤回しませんか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど、言ってるように、県の審査を待ちたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） ということは、先日、市長が安全だって思ってるってことは、もう違うってことです。市長自身で、今、安全だっていう判断はしてないってこと、ここ大事なことなんです。後日、後年、もし何かあったときの市長の責任になるかならないかの発言ですから、はっきりおっしゃったほうが市長のためにもなると思います。市長が、今の段

階で30メートルで安全だというふうに思っているって認めているのかいないのか、そこ、はっきりおっしゃってください。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） その点につきまして、今、県の審査を待って考えたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 待っているということは、前回の——、私、あの、市長、今の段階では市として判断できないと言ったほうがいいと思うんです。

それから、もっと言うと、あれは30メートルでいいとかどうかって市長が判断することじゃないんですよ。そんなことは市長に権限ないんですよ。それから、その技術もない。だから、県の権限なんです。県がいろんな条件を考慮しながら審査をして、判断をするのは、県の県知事の権限なんです。

市長としては、自分にはその権限もないし、そういうその技術も市としては持ち合わせてないから、そういうことについては県の判断にお任せしますというのが市長の言うべきことであって、市長が意見具申すべきことというのは、国の基準ではあの土地の基準風速が設計されてないがために30メートルに設定されてしまってるかもしれないが、地元の自治体の首長としては、あそこの地域の気候風土をよく知っているし、それから、地元の住民の人たちからもいろんな懸念の声を、実際、自分は首長として耳にしていると。だから、どうぞ、県の審査については、単に国の基準にのっとるだけじゃなくて、地元の事情を十分に酌み取って、十分慎重な審査をしてほしいと、そういうことを言うのが、私は首長の意見具申の役割じゃないかというふうに思うんです。

それを言わなきゃいけないのに、30メートルで大丈夫ですなんて言っちゃったら、それは県の権限を侵していることにもなるし、市長、その権限も責任も果たせないのに、そんなこと言っちゃだめだと思うんです。

市長、もう一遍、市長のために聞いておきます。自分には、あそこ30メートルだと言い切っ  
てはいけないと思うんですが、いかがですか、市長。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） この基準につきましては、私もそこまでしっかりした調査も何もできませんので、本当に県の審査を待っていきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） そのためには、先ほど言いましたけど、県がなぜ市町村長に意見を聞くのかということ、そういう地元の市町村長じゃないと知り得ない情報やあの地域の特質を参考にする必要があるからです。ぜひ、これ、さんざん指摘されてますからね。知りませんでしたじゃ済まないんですよ。議会でもこれだけ、あそこの地域、危ない地域だ、危険度ランクAに

も土砂災害の危険性もあるし、それから風速も30メートルなんかとんでもないということもさ  
んざん指摘されています。

指摘された以上、そのことを県に伝えないというのは、後日責任問題になりますから、しっか  
り伝えてください。伝えた後に、そういうことを知りませんでした、想定していませんでした  
は絶対許されませんので、これ、しっかり、まだ意見具申この先だと思えますけど、市として県  
にそういうことを言うていただきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ再確認しておきますけれども、あそこのメガソーラー事業そのものにつ  
いては、基本的に由布市としての姿勢、市長が基本的にあの共進会跡地でのメガソーラー事業につ  
いてはやってほしくないんだと。できれば、やめてほしいと、中止してほしいというふうに業者  
にも持ちかけていると。だから、去年の12月の議会でしたか、私が質問したときに、今後は、  
これ以上の新たな協力はしないというふうに市長は明確におっしゃっています。そういう市とし  
ての基本姿勢もしっかり県に伝えるべきだと思うんですね。

県としては、地元の市町村長の意向というものを聞きたいがために意見を聞いてくるわけ  
ですから、今、基本的には、市長は、あそこはメガソーラーをしてほしくない、積極的な協力は  
由布市としてはしませんよということを言っています。

私は、そういうことを言うておきながら、その林地開発を認めるなんて、市長の態度、ぶれ  
ぶれじゃないかと、みんな不信感抱いているぞと、県からも市長の発言は理解に苦しむなんて  
こと言われたけどもどうなんだって言ったら、当時、もう繰り返しませんけど、当時は、市長は自  
分の態度はぶれてないと、自分の姿勢は一貫してるんだと言ってたんですから、だったら、そう  
いうことをきちんと県にもう一遍言って、県との信頼関係を取り戻して、しっかりとした姿勢を  
見せることが肝心だと思いますから、これ、意見具申のときにしっかり書き込んでいただきたい  
というふうに思っていますが、いかがですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） しっかり考えていきたいと思えます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） そちら辺の意向をぜひ酌みとって、市長は市民の側に立った  
意見具申をしていただきたいと思えます。

それから、もう一つ、そのリックのほうなんですけれども、合同新聞によるとそういうこと  
だったので、担当課としては、いろいろ情報収集しているということなんですけど、問題は、抑制  
区域になって、これから抑制区域に指定されたところで初めての案件になるんだと思うんです  
ね、これ。となると、この条例をどういうふうに使って、あそこを抑制させていくかってこと  
が基本的に問題になってきます。

具体的な手だてとして、あの条例に基づいて、どう抑制していけるのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（森山 徳章君） 都市・景観推進課長です。お答えをいたします。

今、議員が御指摘のとおり、あの条例ができて一番最初のケースでございます。当方としましては、市長も申しましたように、連絡をしたところ、それは知っているということでございます。私自身が一番悩ましく思っておりますが、この条例を作った以上は、この条例を守ってもらうということを訴えるしかないというふうに思っております。いかなる方法が可能なのか、今からしっかり考えたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） しっかり考えていただきたいし、もう動いていかなければいけないと思います。これは最初の第一号の市の動き方次第で、今後のいろんな業者に対する市の動き方が決まってくるから。ここは非常にしっかり頑張ってください。その前、土地にあそこのついていけば、ちょっとひっかかるのは今の業者、買った中国資本の業者が、自分で事業をしようとしているのか。あるいは事業をするほかの業者に転売する可能性もまだあると思うんです。そういう意味では、もし、転売しようとしたら、これ、大規模土地取引法にひっかかりますので。

実は前回、中国企業が買ったときに、既にひっかかってたんです。ひっかかってたんだけど、当時の担当課がちゃんとそこら辺、精査せずに書類をすっと通しちゃったんで、私はそんなことしちゃだめじゃないかって言ったんですけど。それはもう遅いんですけど。今度もし、第3の業者に転売しようよしたら、大規模土地取引法にまず、ひっかかるので、そこで、土地購入の目的何かを県に監査に入ってもらおうということが、まず、できるんじゃないかなと思います。

それから、今の業者がもしやろうとしたら、もうあとは、今、課長が言われたように、いわゆる再エネ法でやっていくしかないと思うんですが、再エネ法の中の条例に基づくと、具体的なことをいうと、5条、10条の3、11条、14条、18条、いろんな条項をいっぱい設けてます。いろんな歯どめがとれる手だてを、あの条例には盛り込んでいますので、ここら辺を厳しく運用していくことが重要なことというふうに思います。

ここら辺、私は釈迦に説法だと思うんですけど、しっかりとした、その条例の運用をお願いしたいということです。

それから、この再エネ条例だけじゃなくて、あそこをメガソーラーはしてほしくないという抑制の方針が、市が出ているのであれば、再エネ条例の、今、言った条文を使うだけじゃなくて、例えば環境基本条例みたいなものも、一緒に対応させていく必要があるんじゃないかなと思うん

です。

これは、リックのことだけじゃなくて、その3点目の川北水源地のことについても言えると思うんですけども。先ほど、川北水源のほうのメガソーラーについては、抑制区域外となっているというふうに、市長は言われてましたけど、私が質問したいのは、再エネ条例の抑制区域の指定は3項目に基づいて指定してますよね。そのうち、2番目の景観上の抑制区域の指定からは確かに外れています。

ただ、1項目めと3項目め、貴重な自然環境ですとか、地域特有の個性とか、そういうところに照らし合わせて、あそこを抑制に指定することはできないのかというふうに思ってるんです。これは、実は再エネ審議会の中でも、それから議会の産建委員会の中でも意見、出しています。

景観上は外したかもしれないけれども、あと2つの項目の観点から、あそこを抑制区域に指定するというようなことが検討できないのかということを行ったんですけど、そこら辺についてはどういうふうに検討されてますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（森山 徳章君） 申しわけありません。そのときに、私がそこにいないがために、その当時、どういう議論がなされたのかということについては、ちょっとお答えができないので申しわけありません。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長です。

議員おっしゃるとおり、第2号は、そういう視点のあれですけど、第1条で該当区域、そういう大分県の希少野生動植物の生息地域ということで、それは由布市全域がその対象になっております。

だから、その区域が希少野生動植物の生息地か、そういうのは事前協議に基づいて、それに該当するかどうかは出た後、そういう判断をしていく必要があるかと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 希少野生動物とは明言してないんですね。貴重な自然状態を保ちつつ書いてあるんです。条例上は。それから、その地域の、郷土的な特色を有しているということなんです。

それで、地図に書いたのは、2条の景観上だけだ。でも、それ以外の部分がどこに該当するかは、もう既に、男池周辺だとか、希少野生動物が確認される場所は、これに該当すると思ってるというようなことは課の中では、はっきりされているんですが、個別、具体的な案件が出てきたときに、今回のように川北水源地が、この8条の1項、もしくは3項に当たるのかどうか。当

たると判断をして、ここは抑制すべき区域だというふうにするのかどうかという判断を早くしなきゃいけないということです。

もちろん、申請が出てから検討するっていうのが、手続き上は正しいことかもしれませんが、今もう既に、そういう動きがあることを察知しているわけですから、早目早目に、あそこは抑制していこうと思ってるかどうかという市の態度を早目に決めておかなきゃいけないので、そこら辺の指定を早く検討しなさいよということを再生エネルギーの審議会の中で、私も言ったと思うんで。

その1項か3項かに則って、抑制区域として指定できるのかどうかという検討。もし、抑制しようとしたら、それこそ、リックと同じように、再エネ条例を使いながら、ここはもう抑制する地域ですと決めたら、後々、具体的な手だてを打ってとめることをしていけばいいんです。

基本的に、市があそこを抑制しようとする思いがあるのかないかかってことを、ちゃんと最初に決めとかなきゃいけない。そこはまだ全然考えてないですか。抑制しなきゃいけないかどうかっていうのは。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長です。

第8条の第1項第1号、第3号に該当するかどうか、その辺は調査したいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 調査して早急に決めてください。

もっと言うと、これ、地元地区から地元の下流域に当たる2自治区から自治区決議で反対するっていう意見が出ているわけです。非常に、それは環境に対することを心配されているわけです。そういうことの懸念が上がっている以上、市としては是非これは何とかして、もう、地元の人たちの懸念を払拭できるように抑制していこうという方向にかじを切っていただきたいと思うんですが。

先ほど、太田議員の質問の中でも、幾つかありましたけれども、この再エネ条例だけではなくって、その水源地保護条例みたいなものもあわせて適応させていきたいと言ってましたけども、この由布市水源地保護条例って、旧庄内町につくった条例で、基本的には簡水の水源地にしか適用できないんじゃないかと思うんですけど。

これに基づいてって、さっき課長、言われましたけど、川北水源、上水道の水源地ですよ。今の条例では、あそこには適用できないんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長です。お答えします。

議員おっしゃるとおり、これは旧湯布院町の簡易水道のときに、定めた条例でございますが、

しかし、私としましては、上水も兼ねて、そういった形で指導はしていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） これ、条例の問題ですから、それに則って指導よりも、先ほど、太田議員も言われてましたけど、私は条例改正が必要なんじゃないかと思うんです。

まず、簡易水道の水源地を保護するだけでなくって、当然、上水道の水源地も保護しなければいけないのだから、由布市の上水道水源地にも適用させられるように、水源地保護条例を改正すること。

それから、中身についていえば、あれ、非常に緩い条例なので、あれだけでは具体的に保護できないと思いますので、具体的なこと言いませんけれども、中身についても相当厳しい手だてを盛り込んでいく必要があると思うんですが、そういう条例改正をしていかなければいけないと思いますが、そこら辺の意向はありますか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 先ほども申しましたように、この件につきましては、慎重に調査をして、研究をして——定める方向を研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） もちろん、慎重も必要ですけど、今、もう既に、業者が動こうかどうかと言っている状況の中で、私は、早急に市としての方向性をまず、抑制すべきかどうか。それから水源地を保護するためにはどういう手だてが必要かということを急いでやっていただきたいというふうに思います。

というのは、先ほど、太田議員も指摘されましたけれども、あそこの水源地が脅かされるということは、あの地域だけの問題じゃないんですよ。

課長も言われましたけれども、湯布院町の3分の1、四、五千人ぐらいの給水人口を持つ、その水源地が脅かされるかもしれないというような状況なわけです。これは物すごい危機感を持って対応していただきたい。今は正式な手続きが出てきてないからかもしれませんが、今は具体的には地元の自治地区の人だけが矢面に立って頑張ってくれてるんです。自治区で決議を出して、自分たちは、あの水源地を守りたいんだと。それは自分たちのことだけじゃなくて、湯布院町地域全体に対して、あの水源地を守ろうとって地元の人達頑張ってくださいっているんです。その業者の人たちが説明をしようとしても、あそこはだめだと言ってくれているんです。

そうやって今、地元の人たちが何とか矢面に立って頑張ってくれてるところを、今度は行政が、そういう地元の人たちの不安払拭。それから、これは湯布院町地域四、五千人分の水がめを守る

んだということは行政の責任ですから、行政が前面に立って、あそこの水源を守んなきゃいけない。その恐れのあるメガソーラー開発事業については、安易には許可したら危ないんだというようなことをぜひ、行政の積極的な指導をお願いしたいというふうに思いますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） お答えします。

私も自治委員のほうから話は聞いております。ですので、関係者とは十分に協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 業者の人たちは手を変え、品を変え、どんどんいろんなことを言ってきて、地元の人たちも困っていると思うので、そこは行政が力になってあげてください。これは、地元の人たちだけのためじゃなくて、湯布院の水がめを守るという意味で、責任感を持って対応していただきたい。また、あそこ、多分同じように森林法にひっかかるんだと思うんです、ゆくゆくは。

となると、共進会と同じように森林法に則った、県の審査なんかも入ってきて、最終的には市長の意見具申がまた必要になってくると思うんです。そういうときに、基準に合致してますから大丈夫とか、そういう話じゃなくて、地元の人たちがこれだけ心配してる。特に、あそこは大切な水がめ地域なので、これは何かあったときに大変心配だというようなことをぜひ、意見具申していただきたいと。これは申し上げておきたいと思います。

ちょっと時間が無くなってきましたので、小学校のほう、いきたいと思うんですが。

湯平小学校のことについては10回ぐらい話し合いがあって、統廃合やむなしということになったと聞いております。私も残念だなと思うんですが。

ちょっと気になったのは、その後の説明会の中で、湯平小学校の子どもたちの転校先を由布院小学校というふうに指定しているようなんですけど、何で、川西小学校じゃなくて湯布院小学校なんですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えします。

今、由布院小学校へ、または川西というお話でしたが、実際、私たちの説明会の質問に対しては、由布院小学校、もしくは今、西庄内小学校を希望している方については、そちらもありということでお答えしています。

ただ、川西小学校につきましては、一応この適正規模の考え方として、移転先でまた6年間、在学中にもう一度、この適正規模でどこかよそへというような方向にならないような行先をとい

うことで、今、他の町も含めてそういう方向でやっておりますので。今回、今言った川西については、そういう対象校として一応、あがっているということで、含まれておりません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） そういうことなんだろうと思うんですけど。川西小学校に統合しちゃうと、川西小学校だってまたそのうち、廃校になっちゃうんだから、今から由布院小学校に行かせようっていう話になってるんだと思うんですけど。今のを簡単にいえば、計画に上がってるってことは、川西小学校。でも、そういうことを川西の人たちには説明をしているんですか。

今回、取り上げたのはむしろ、川西の人たちがちょっとショックを受けていて、川西小では、まだ川西が本当に廃校になるかどうかまでの結論を出してないんです、地区の中では。もし、湯平小学校が廃校になっちゃったときに、湯平の子どもたちを川西で受け入れて、頑張っていけば、川西小学校も存続できるかもしれないというようなことを思ってる人たちも少なからずいるんです。

そういう人たちの希望の芽を摘んでしまうような、川西小を飛び越して、湯平の子たちを由布院小学校に行かせちゃうってことは、川西存続を希望する人たちにとっても、何かその希望の芽を摘んじゃうような話じゃないかなと思って。私は基本的には校区としては一番近い、湯平小学校の人たちは川西小に、一応、転校先は川西小です、ただ、大規模な学校に行かせたいとか、いろんな保護者の意向はあるでしょうから、どうしても由布院小学校に行きたい人は、それも認めますよって言い方ならわかるんですけど、最初っから川西、全く無視しちゃって、由布院小ですよって言っちゃうっていうのがどうなのかなって思ったんですけど、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えします。

川西小学校につきましても、湯平小学校と同じように、適正規模の市の考え方については、もう一度、説明会を開催をしております。

その中で、いつまでとか、そういうことにはなっておりませんが、将来的に非常に数が減少していく中で、市としての考えを説明を申し上げているところであります。今、議員御指摘のような部分のお考えもあろうかと思いますが、市としては、やはり、適正規模の学校で教育を保障するという立場での説明を申し上げて、それぞれ保護者や地域の皆さんに理解をいただくという、その方針で考えておりますので、そのところについては、なかなか、今の方向というのはちょっと難しいかなというように考えております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 難しいと思わないんですよね。今の川西の人数だけだと、廃校になる可能性が高いけれども、今言ったように、例えば、湯平の子たちがもし、川西に来てくれるのであれば、川西の存続の可能性がずっと上がるんです、高まるんです。そういうことも含めて、川西はどうせ廃校になるからが前提じゃなく、川西を残すためにはどうしたらいいかっていうのは、川西に人たちにとっての大問題です。

そこを、湯平小の廃校のときにも、近くの川西小学校のことに配慮をして、最初から、由布院小と言わずに、川西小学校も転校先としての選択肢ですよってことは、私は入れてほしい、それはね。ちょっと水掛け論になるんですけども。

西庄内に行かせたい子はどうぞって言ってるんですから、川西にもぜひ。むしろ、私は川西を第一優先として、一番近くの校区に統合するのは基本ですから、そこを言ってもらいたいのと。

もう1つ、これは時間が余らないのであれですけど。今の川西校区にいる保護者の人たちだけではなく、もうちょっと小っちゃい子どもさんがいる、例えば、2歳、3歳、4歳ぐらいの幼児がいる保護者の方が一番心配してるんです。

自分とこの子どもが、二、三年後に小学校に上がるときに川西があるのかなのかということすごく心配しているので、そこら辺の説明も、今の保護者たちだけではなくて、そういう若い保護者さんたちに対しての意見のくみ取り、意向をくみ取って、小学校の今後の計画に反映させていただきたいなというふうに思います。

小学校教育についての教育長のお考えはよくわかります。私は、小学校教育の是非について、ここで議論する気はないんですけれども、今、教育長もおっしゃったように小規模小学校には、小規模小学校なりのよさがあるし、教育長言われたように、特色ある教育ができたり、メリット、デメリット、両方あるんだと思うんです。

であればこそ、私はメリットもあれば、デメリットもあるんだったら、その小学校小規模教育のメリットを受けられる可能性を市として残しておくべきではないかということをお願いしたいんです。

何もかも全部大きな学校に集約させてしまうんじゃなくて、小規模小学校教育も受けられる環境をなるべく残しておいて、でも、大きな学校での教育を望む保護者や望む子は、もちろん、そっちにも行けるけれども、小さい学校を望む親御さんやそういう子がいたときには、そういう教育が受けられる可能性を由布市として残しておくことが、私は大事だというふうにすごく思うんです。

もっと言えば、最近はそのような小規模小学校教育を受けたいがために移住、定住してくる人たちが少なからずふえてきている。そこで、塚原なんか特にそうですね。塚原なんか、1回は物

すごく憂き目に遭いましたけれども、今、その移住してきた人たちの子どもたちによって、小学校の人数がふえてきているというのはすごく特異な例なんですよ。そういう意味で、私は移住定住策、由布市の小規模集落対策移住定住策の中で、小学校を残すかどうかというのすごく大きな問題だと思うんです。

もちろん、学校教育の面からの利点もあるけれども、地域づくりにとっての小学校を残すという利点も、物すごく大きいので、何もかも一緒にたに大きな学校に全部集約させるという一辺倒な方向性をやめていただきたい。

なるべく小さな学校を残して、小さな学校を選んで移住してくるような人たちを呼び込めるような、そういう施策に展開させていくべきではないかとなかなかというふうに思ってるんですが、そこら辺、いかがでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えいたします。

今、議員御指摘の御意見につきましては、当然、御指摘の趣旨というのは、十分理解をできますし、由布市でも、塚原小学校や石城小学校等については小規模特認校ということで、校区にかかわらず、そういう学校の選定ができるということで、その小規模のよさを生かした選択ができるような形も残しております。

ただ、基本的に、本当に少子化の中で、今朝のテレビでも報道がございましたが、子どもたちが、そういう学校にどんどん移動があるのかということ、なかなか、そのとおりにないという状況で、ある時期までふえても、その後、継続した取り組みができないという中で、私どもとしては将来的な部分まで、一応、数を出しながら、ゼロ歳児から出しながら、方向として、今後こういう方向になっていくということを提示しながら、皆さんの理解を得ながら進めているということで、決して強制的に一律にというような基本の姿勢で進めていることはないというふうに思っております。十分、地域の皆さんの御理解を得ながらということで、今後も進めてまいりたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 学校教育側からはそういう話しでしか。

これ、むしろ市長、I J Uターンを促進したいと。先日も言ってました。東京への人口の一極集中に歯どめをかけて、市外への流出を歯どめかけたいというふうに言ってらっしゃいました。そのために、子育て環境に力を入れていると。

私、まさにそのとおりでなと思うんです。子育て環境で保育料の低減とか医療費の助成の先にある、小学校を地域の中に残すっていうことも、それは、私は、I J Uターンを促進の上ではすごく重要なことじゃないかと思うんです。

一極集中に歯どめをかけたといって言ってますけど、実は由布市内でも一極集中が起きてますよね。挾間の中心部やら、湯布院の中心部に人が集まってしまって、それこそ、移住定住促進策を展開しようとしている小規模集落からどんどん流れ出ていってしまっているわけです。それが、まさに小学校が、川西小学校、湯平小学校がなくなって由布院小学校に行ってしまうのと一緒ですよね。

私、その東京への一極集中に歯どめをかけたっていうんだったら、市内での一極集中に、まず、歯どめをかけなければいけない。そのためには地域の小学校をなくすっていうことが、一極集中に拍車をかけているのは明白なわけです。

そういう意味では、むしろ、私は一方では、小規模集落にI J Uターンを促進したい、促進したいって言うおきながら、そういう地域の小学校をどんどんなくそうとしちゃっているのは、むしろ矛盾したことをしてんじゃないかと思うんですけど。市長、そこら辺、どういうふうにご考えていらっしゃいますか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 確かに矛盾していると思います。一時は行政効率とか財政効率とかいろいろ考えて、学校の統廃合っていうことが全国的に進められていますけど、地域にとって学校がなくなるっていうことはどういうことかということもしっかり、考えていく必要があるというふうに思っています。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） すごく前向きな発言をいただきました。

もちろん、小学校教育の上で、小規模校がどうかという判断は教育長のもとでいろいろ考えられるべきだと思います。ただ、教育長も一長一短あるんだと言われてましたし、それから、市長も地域の小規模集落対策ですとか、地域を残すという意味でも、小学校の存在は重要なんだと言われていました。今回、これをいただいてすごくよかったと思います。

そういう意味では、ぜひ、今後の小学校規模適正化計画の推進に当たっては、もう一度、そういう視点を持ち直して、由布市が進めようとしているI J Uターンと今、整合はしないというふうに明確に言われたんですから、じゃあ、もう一遍、その計画の推進を見直して、地域にとってなるべく小規模小学校を残していこうというような取り組みをぜひ考え直していただきたいというふうに思います。

私は、市長が言われましたけれども、人口流出をとめるのはもちろん子育ての環境だけではなくて、その地域で暮らすことの幸せ感がどのくらいあるかということと言われて、私なるほどなと、いうふうに思いました。

例えば、大分市に住もうか、挾間に住もうか、庄内に住もうかっていう選択レベルではそうい

う保育料の手当が安くなっているかどうかという施策は有効だと思うんです。でもそうじゃなくて、例えば、東京に住もうか、福岡に住もうか、あるいは庄内に住もうか、川西に住もうかっていう選択レベル。あるいは、例えば北海道のニセコに住もうか、あるいは庄内に住もうかっていうそういう選択レベルではもっと別なことが要因なんです。経済的なことが要因でそういうふうな定住はしてこない。

もっと言うと、雇用の場が必要、雇用の場って言ってますけど、私、雇用の場を確保するだけでは、移住促進にはならない。むしろ、雇用はなくても移住してくる人はしてきますよ。というのは、どっかの企業に勤めて、お給料もらって、サラリーマン生活をするような生活をやめたいからこそ、こういう地方の田舎に引っ越してくるわけです。

ということは、何が目的かといったら、経済的なことよりも、さっき市長が言われてましたけど、この地域にしかない暮らしが送れるか、そこに幸せ感を感じられるか。クオリティーオブライフ、QOLだと思うんです。私自身がそうでした。私自身が東京から湯布院に引っ越してきたときに、経済的なことが理由だったら、こんなところは住んでません。

ただ、この由布市でなければ送れない生活、この庄内でなければ感じられない幸せ感、そういうものがあるか、それは何かって言ったときに、例えば学校について言えば、東京の大規模校では受けられない、小規模な温かい小さい学校での教育があるんだと。そういうことを大切にしていくなると、この地域に移り住みたいって言うてる人たちのモチベーションが上がる。そういう人たちのニーズに応えることだというふうに思っています。

ぜひ、そういう視点をもう一度、取り入れて、統廃合一辺倒ではなく、どうやってこの地域に小学校を残せるかという視点を持って、今後の適正化規模の計画、見直しをしていただきたいと思います。

言うだけ言って終わりますけれども、今後に期待して一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（工藤 安雄君） 以上で、10番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

これで今回の一般質問は全て終了いたしました。ここで暫時、休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時09分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

これより、各議案の質疑を行います。発言につきましては、議案ごとに、通告書の提出順に許可をいたします。会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑答弁とも、簡潔にお願いいたします。

ます。なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いをいたします。

---

## **日程第2 報告第5号**

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第2、報告第5号平成26年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 報告第5号の土地開発公社に関連しまして、一、二点、お尋ねします。

まず、公社用地が3カ所あるようでございます。この公社用地について事務局長にお尋ねします。この公社用地の3カ所の状況について御説明を求めます。

それから、特に挾間地域、湯布院地域に公社用地が集中しておりますが、この公社用地の件について、公社の総会等で、今後の土地利用について議論がなされたのか。なされたとすれば、どのような議論がなされたのかということについて教えてください。

それから公社そのものの、現在の役割についてでございますが、市の持ち出し金と借入金によって運営がなされているようでございますが、公社そのものの今後の存続等について、議論がなされているのかについて教えてください。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。お答えします。

まず、土地開発公社用地の今後の土地利用についてお答えをいたします。

まず、下湯平の土地ですが、旧湯布院町の時代に下湯平若者定住化事業ということで、農水省の事業を行うために公社で取得した土地です。

一部、町営住宅をつくっており、合併後の平成21年度にも、下湯平共同温泉に隣接する用地を世代交流のできる公園として整備するために、市へ売却しておりますが、まだ残地として6,467平米の土地を公社が所有しております。

下湯平若者定住化活性化事業用地の取得資金借入金につきましては、融資の事業展開のめどが立っていないため、市の取得がおくれており、利息分のみの支払いが続いている状況であります。公社の理事会では、これまで、公社所有の資産の有効活用ということで議論がなされてきましたが、高額な土地であるため、売るにしても買い手がなかなか見つからず、土地利用の見込みが立っていない状況です。引き続き、市の施策方針としての有効な土地利用について、市と一心同体で研究してまいりたいと考えております。

次に、挟間の土地ですが、これは市道向原別府線、道路用地として先行取得した土地であります。平成15年に当時の挟間町土地開発公社が用地の先行取得をして、平成20年3月31日までに、その土地を挟間町が買い取る契約をしておりましたが、市道及び県道206号、通称、医大バイパスですが、この交差点改良計画区間の市道と県の事業用地取得が完了しておらず、工事の計画が立たない状況であることから、土地開発公社からの用地の買い取りを延長してほしい旨の要望が市から出されております。

平成19年度には、平成25年3月30日までの延期が、そして平成24年度には平成30年3月31日までの再延期の申し出があり、公社としてはこれを了承しているところです。

したがって、市と公社の覚書により、平成30年3月31日までに市に買い取りをしていただくことになっております。いずれにいたしましても、この箇所は県と一体となって事業を進めなければならないところですので、市だけでは進められないということで今の状況がございませぬ。県の計画とも歩調をあわせて、事業の推進を図ることになります。

次に、公社そのものの役割についてお答えをいたします。

土地開発公社は先行的に土地を取得することで、地価が安価なときに機動的に土地を取得できるというメリットがありました。由布市土地開発公社の定款では公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的するというふうになっております。昨今では公社の存在そのものがどうあるべきか、かなり議論をされていますが、由布市土地開発公社としましては、今後、人口減少対策でどのような施策が構築されていくかわかりませんので、弾力的、機動的な運用が可能な公社として、当面はそのまま存続させておくほうがよいのではないかと考えております。あと1つ、土地は資本金として湯布院の茶畑を資本金として公社が持っております。

それから、市の持ち出しについてであります。平成26年決算で、98万2,145円となっております。内訳は短期借入金利息が79万1,933円、長期借入金利息が3,600円、販売費及び一般管理費として18万6,612円となっております。

借入金の償還計画は、長期借入金1,800万円につきましては、平成30年3月28日に元金を一括返済の予定であります。それまでは、利息のみの支払いとなっております。短期借入金6,739万8,640円につきましては、土地利用の見込みが立っていないため元金据え置きで借りかえを行い、利息のみの支払いを継続している状況であります。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 詳細な説明ありがとうございました。

議論の中で、ほとんど議論なされていないということでしたが、これまで、今、事務局長に説明

いただいたように、79万1,000円の利子のみと、元金の2,900万円、3,000万円余りはずっと残って行って、一括償還の予定だというようなことでございました。ありがとうございました。

まだ、議論なされてないということでしたが、ぜひ議論をしてほしい。ちょっと要望で申しわけございませんが、挟間の土地は別としまして、湯布院の2カ所については、やっぱり若者定住というような形で、当時の湯布院土地開発公社が購入してそのまま塩漬けになってるというふうな状況で、あの広大な土地を、公社が持つて意味がほとんどないと思いますので、ぜひ、早急にですね、公社で売却するという方法もあると思います。宅地造成、あるいは若者定住、あるいは過疎から脱却、あるいは多くの人が由布市に入り込んでもらうためには、ある程度、区切って、売買を一般市民の皆さんにするということも1つの手段ではないかと思っております。

意見ですが、申しわけございませんが、今後、土地開発公社の中で、できるだけこの有効土地を活用する方法を考えていただければと思います。意見で申しわけございません。

終わります。

---

### 日程第3. 報告第6号

### 日程第4. 報告第7号

### 日程第5. 報告第8号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、報告第6号平成27年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてから、日程第5、報告第8号平成26年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてまで、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

---

### 日程第6. 報告第9号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第6、報告第9号平成26年度由布市一般会計事故繰越し計算書についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 7番、甲斐裕一でございます。

1点、お聞きしたいんですけど、水槽の設置工事が地元及び関係者の都合により交通規制限の調整に時間を要したと言われますけど、この関係者等の交通制限で、ちょっと気になりましたので、第1点に質問ですが、この建設場所はどういうところなのか。また、その地域周辺の状況といますか、どういうふうな道路事情とか、そういうのがあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（右田 英三君） 湯布院地域振興課長です。お答えをいたします。

まず、どのような地域ですかということなのですが、まず、防火水槽設置につきましては、2カ所ございまして、まず湯平の倉本地区、それと中川の水地地区の2カ所でございます。

地域の周辺の状況については、両地区とも山間部にあります地域でありまして、道路自体が唯一、生活道路っていう状況でございました。それに伴って、まず、庄内地域で実績のあるコンクリート製品の防火水槽にて予算要求をしていたところでございます。

その中で、施工計画では50トンつりのクレーンで、全面通行止めをして設置する予定にしておりました。いざ、施工の段階に入りまして、地元と協議をした際に、唯一の生活道路であるということから、通行止めをしなくて、短期間でできないかっていう要望がございました。それに伴って、工法等を、再検討をいたしました。

その結果、軽量の鉄製の防火水槽を選定といいますか、そういうものがあるということがわかりまして、それについては機能も同等以上の機能があるという経緯から、予定していた大重量のつりクレーンの搬入時の通行止めや、つりこみ機械の変更をすることによって、側面通行確保などが可能になるということが、そこでわかりました。

それで、地域住民の通行の影響期間を最小限に抑えるべく、使用材料を変更をいたしました。それに伴いまして、九州防衛局との協議等がございまして、そういうものをして、工事をしている間に、年内に完成ができず、事故繰り越しというふうになった次第でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） わかりました。しかしながら、防火水槽等は、やはり地元の大切なものだと思っております。だから、やっぱり設計等にやるときには、しっかりその現場とか、どういう状況なのか、そして地域の周辺のところはどうか。今後、研究して行って、事故繰り越しとかそういうことがないように、やっぱりやってもらいたいなと思っております。

以上です。

---

#### 日程第7. 報告第10号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第7、報告第10号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8. 報告第11号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第8、報告第11号平成26年度由布市水道事業会計予算繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。溝

口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 溝口です。

この繰り越しとなりました事前調査電気探査に時間を要したためということでございますけれども、その具体的な理由を教えてください。また、現在、どのようにこの電気探査の調査が進んでいるのかの現況についても教えていただきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長です。お答えします。

ボーリング調査の事前調査として実施いたしました電気探査は、既存の資料や文献、それに地図などによる机上調査並びに現地踏査の結果、有力であると選定された箇所が農地であったため、所有者の意向により、田植えや稲刈り後でない、調査、器具の設置ができなかったことにより遅延いたしました。そのためにボーリング調査の発注がおくれたわけでございます。現在、ボーリング調査を発注しておりまして、7月31日が履行期限となっております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 7月31日が履行期限ということは、それまでにもう、結果を入手できると、ボーリング調査の結果はわかるというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） お答えします。

現在、ボーリング、計画深度まで、実際、掘っておりまして、今、水量及び水質の検査をするような段取りをしておりますので、私としては、7月の末には成果品が上がってくるものと信じております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） すみません。最後に、何箇所か候補があつて、今、1カ所だけ。その地名を最後に教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 下市地区でございます。

以上です。

---

### 日程第9. 報告第12号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第9、報告第12号例月出納検査の結果に関する報告については質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

---

## 日程第10. 議案第40号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第10、議案第40号由布市新消防庁舎備品購入についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。瀏野けさ子さん。

○議員（15番 瀏野けさ子君） 議案第40号、入札の件に関して質問させていただきたいと思っています。

私は、よく専門、わかりませんので、素朴な質問になろうかと思いますが、よろしくお願いたします。

9社中4社が辞退をされておりますが、その理由がわかれば教えてください。専門的な物品なので、全部そろえるのに困難だったのかなというふうには、素人考えでは思ったんですが、お聞かせください。

それと、予定価格はどのように設定をするのかということも含めて、お聞きしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（加藤 裕三君） 契約管理課長です。お答えをいたします。

まず、1点目の辞退の理由ですが、この入札の間で、辞退等の理由は聞くことはございません。それから、2点目の予定価格ですが、これは工事については予定価格を設定しております。

現在、国のほうの指導で歩切の廃止ということで設計価格と同額として設定を、今、しているところであります。

以上であります。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（大久保 篤君） 消防長です。お答えいたします。特殊な備品ということで、消防のほうも、最近建てられた消防本部に視察研修に行っております。

その中で、各消防本部とも特殊備品を、このメーカーを入れておりますので、同等品ということの見比べる、私ども、目を持っておりませんので、他の消防本部も入れておれば、長持ちしてよい品質ではないかということで指定をしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 瀏野けさ子さん。

○議員（15番 瀏野けさ子君） 例えば、事案によって違うと思うんですけども、予定価格を設定するまでに、仮見積もりとかいうのをするんですか。例えば、いろんな、専門的なので、多分わからないと思うので、1社だけとかではなくて、予定価格設定をするに当たりの、仮見積もりみたいな、そういうのをされるんですか。よくわからないんですけど。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（加藤 裕三君） お答えをいたします。

基本的に、工事等の場合は積算基準がございますので、そういった県、国の積算基準に基づいて、それぞれコンサルに委託する場合がありますし、市役所の担当課のほうで積算をいたします。

特殊な部品といいますか、見積もりで行う場合については、大体3社以上、見積りを徴収する中で、価格を設定して積み上げているというのが現状になります。

○議長（工藤 安雄君） 渚野けさ子さん。

○議員（15番 渚野けさ子君） わかりました。

3社以上、専門的なものであればわからないので、その平均をとるっていったらおかしいんですけど、参考にしながら、予定価格を決定するというのでいいんですか。そういう考え方、事案によって違うと思いますけども、わかりやすくいえば、そういうやり方で決めるということいいんですか。理解していいのかな。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（加藤 裕三君） お答えいたします。

設計の価格と予定価格とは全然違うものでありまして、以前は設計価格に対して予定価格を通常何%とか、昔は歩切をしていました。要するに設計価格を積み上げて、その後に予定価格は公表しない場合で、入札の価格のそれより以下という設定が予定価格というものです。

通常、設計価格は見積もりを3社なりとった、最低価格を全て計算上合わせまして、設計額というのが出てきます、設計額です。設計額から入札に対しての予定価格というのを設定するわけなんですけど、その設計額と予定価格というのは全然違う意味合いのものであります。入札に対して、その予定価格よりも以下の入札じゃないと、だめだということのラインを引くわけですので、はい。

設計額と予定価格とは全然違うというふうな、内容はですね、よろしいでしょうか。

また、詳細に御説明させていただきます。

---

#### 日程第11. 議案第41号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第11、議案第41号平成26年度由布市新消防庁舎建設建設（建築主体）工事請負変更契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。まず、10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 工事の変更契約なんですけど、その変更理由を詳細説明のときに3点ほどあげられました。4点。車庫前の舗装をコンクリート舗装にする、強度をつけるために。

それから、車庫前でホース整備、車両等を洗うときに、洗剤などが流れ出るため、分離槽を追加する。それから、天候不順のため、造成工事がおくれたので、進入路を追加する。その天候不順によることはわかるんですけども、その車庫前のコンクリート舗装、強度が足りないとか、

あと、分離槽を追加するなんてことは、何で当初の設計のときに見込めなかったのか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（大久保 篤君） 消防長です。お答えします。

まず1点目のコンクリートの舗装の変更でございますけども、一般質問で出ましたが、医大道路の4車線化がなるとのことでした。その時期につきましては、未だにまだはっきりしていない、先ほども、総合政策課長が申し上げましたとおり、30年3月ぐらいまでは、できないかということになっております。

で、その部分が舗装部分だと、うちの消防車も大型車両ですので、強度の関係で、コンクリートの舗装にしたほうがよいのではないかという業者からの提案もありましたので変更いたしました。

2点目の分離槽の設定でございますが、最初は水勾配としておりましたが、言われますとおり、最初に考えれば、思えばよかったんですけども、直接、洗剤、泥を水路に流すと地域の方に迷惑がかり、環境が悪くなるんじゃないかということを配慮した結果でございます。

3点目と4点目は、道路の歩道の切り下げの件ですけども、天候不順で造成工事が1カ所しかないところを使っておりましたので、新たに切り込みをしないと建設業者が使えないということで変更工事をしてもらいました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） それはわかるんです。

だから、何で当初にそれが見込めなかった……、天候不順の分はわかります。工事始めてみたら、こうなったという理由はわかります。そうじゃなくて、4車線化がまだはっきりしないから、コンクリート舗装したほうがいいですよ。しかも業者から提案があったんだったら、最初の本契約のときの前の仮契約の時点で、業者さんとそういう話が出てしかるべきだったと思いますし。

それから、洗剤が流れ出るから分離槽にしたほうがいいのかということも、何で当初の設計ではわからなくて、今回、追加になったのかという、その経緯を知りたいんです。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（大久保 篤君） お答えします。

当時、設計段階では、私どもはすぐにできると思っていたんです。道路が。図面があると聞いたもんですから。そのときに、県のほうに、いつからかかって、いつごろかかるのかと聞けばよかつたわけなんですけども、協議、設計がずっと決まるまで、暇がかかって、その部分がはっきりしなかったのは、消防署の答えでございます。

それから、2点目は環境に配慮したというのは、法的にはないんですけども、消防署の建設、周囲への住民の皆さんに、水田もありますけども、泡が流れていくのが直接見えたら、水路に出たら悪い、そういうことに配慮したわけでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 理由はいいんですけど、それが最初からわかんなかったのかっていうところを言いたかったんで。

それからこういうの、例えば、業者側からこうしたほうがいいですよなんて提案があったときに、その契約変更をしなければいけないのか、あるいは今の契約の中でやってくれとかっていうようなことが言えなかったのか、そこら辺はどうなんですか。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（大久保 篤君） そういう提案もありますけども、金額面で折り合いがつきませんでしたので、こういう結果になりました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 同趣旨でございますので、結構でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に8番、長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） 全く、同趣旨なんですが、宮本総務課長、一言、聞きます。

今、消防長も言われたんですが、最初、この変更の理由を確か4点上げられたと思いますが、もう一度、総務課長、その4点、どういう事情か言ってもらえますか。

○議長（工藤 安雄君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮本 秀明君） 総務課長です。お答えします。

今、長谷川議員の御質問にありました4点ということが、小林議員の言われました庁舎前のアスファルトの舗装をコンクリートに変更と。それがまず第1点。

2番目に油分離槽の新設。

3番目に歩道の切り下げなんですが、建設工事の進入路の増設ということで、先ほど言いました天候のために工事延長になりまして、進入路が確保できないということで、新たに進入路の増設をしております。

4点目には、工事現場の進入路の位置が緊急車両の出入り口の場所とずれておりましたので、この面で、また、進入路の新たな新設、それと、里道の出入り口の新設です。もう1つが、庁舎に入る駐車場の出入り口の新設の追加をお願いいたしました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） その4点はよくわかりました。

小林議員も言われたんですが、当初の契約どおりに、十分やってくれということは、総務課長、十分な業者との協議はしたと聞いてますが、総務課長としての一言。

○議長（工藤 安雄君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮本 秀明君） この間口の進入路の新設に関しましては、工事を行う予定で、現場協議の中で新たに必要になったわけで、協議等はいたしておりますが、救急車、緊急車両の出入り口の箇所というのがはっきり決定していませんでしたので、土木との打ち合わせの結果ということですよ。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） 結構でございます。ありがとうございました。

---

#### 日程第12．議案第42号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第12、議案第42号由布市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 過疎債の適用のために計画変更ですが、大分県の畜産公社が新しく畜産食肉処理施設を建てるということに伴うんだと思うんですが、説明資料で、まず、1点目は補助金として支出するみたいになってますけど、何で補助金なのか。これ負担金で、何自治体かが出し合うんじゃないのかなと思うので、補助金という意味がよくわからないのが1点。

それから、この過疎債なんですけど、基本的には、過疎債って地域限定して、対象地域に適用してきたと思うんですけども、庄内地域以外の施設について過疎債を適用するっていうことはどういうふうにかえられたのか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。お答えいたします。

この施設につきましては、国、県の部分が補助金対応ということでありまして、県内全市町村がこの補助金として出してくださいということで、県のほうからの指導もありまして、補助金として出しております。

それから、過疎債の対象地域につきましては、庄内地域のみが対象となっております。そういうことで、挾間と庄内、湯布院の部分の頭数割で、庄内分を過疎債で借りられるというような、条件設定がありましたので、庄内の頭数割でいってありまして、その分だけを過疎債から借りら

れるということでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 頭数割とは持ち込む、頭数分で。じゃあ、挾間と湯布院の分は、補助金は別名目でどこから出しているんですか。

○財政課長（御手洗祐次君） 一般財源で。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） すみません。

要するに、由布市で、1,000頭の飼養頭数があります。その中で、庄内分が800頭ということであれば、800対200ということで、その分の800頭分をこの過疎債で借りられるということで、あとの残り分については一般財源ということになっています。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） その過疎債でというのはわかりました。

これ、だけど、例えば、過疎債じゃなくて合併特例債とか使えば、全町分、全部出せたりするんじゃないかなと思いますけど。何でわざわざ、庄内の頭数分だけ過疎債を充てたんですか。

○議長（工藤 安雄君） 財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 他の市町村のところで、合併をしていないという市町村がありまして、その分については、一応、合併特例債は使えないと。そういう中で、県の指導で過疎債が使われますよということで指導がありましたので、この有利な過疎債を充てたということでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 残念ながら、同趣旨でございますので。

---

### 日程第13、議案第43号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第13、議案第43号平成27年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

歳入については、通告はありませんので、歳出について行います。歳出については款別に通告順に行います。

最初に2款総務費について。まず、14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 16ページになります。

2款1項9目13節に揚湯試験調査委託料924万5,000円についてですが、この試験調査の具体的な内容、それとその必要性、また、その根拠について教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（右田 英三君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

まず、試験調査の具体的な内容、その必要性と根拠についての御質問ですが、まず、平成27年度第1回の議会で300メートルの増掘をお認めいただきまして、合計800メートルまで掘削が終わりました。

その時点で、坑内温度が55度を確認をしたところでございます。最終的に最深温度検層で、620メートルで44度、700メートルで56度、800メートルで76度のデータが得られております。

その結果から、600メートルから800メートルの間で、揚湯ができれば、使用できる温度、それから量が可能というふうに判断しまして、揚湯を平成26年度で行ったところでございます。

その結果ですが、1分間に200リットルの揚湯量が得られました。ですが地上の湧出温度が39度でありました。その39度であるということから、650から800メートルまで付近の温度が高い区間からの湧出温度がほとんどくみ上げられてなく、515メートルから615メートル付近の湧出量、温度の低いところなんです、が上がってきたということが判明したところでございます。このことから、600メートルの穴あき箇所より低い位置でのポンプによる揚湯方法では改善が不可能と判断をしたところでございます。

掘削長700メートルから800メートル付近の温度が高い区間から、揚湯できれば、地上で45度以上の湧出泉があげられる可能性があり、また、揚湯方法及び量、温度確保の調査を行い、確認する必要があるとの報告書が平成27年3月の23日にコンサルより提出されたところでございます。

ここで、わたしどもも検討いたしました。私どもだけじゃ、なかなか専門的なところがありますので、コンサルを呼びまして、聞き取りを行いました。現状の39度で終了して、施設に引湯した場合、どうなるという部分等を問いかけながら検討したところ、やはり、将来にわたって加温が必要になってくるということになりますと、ずっとランニングコストがかかるっていう想定がされているところでございます。

次に、掘削長700メートルから800メートル付近の温度が高いところから揚湯できれば、使用できる温泉がくみ上げられる可能性があるというものが報告書のほうに上げられております。これもコンサルのほうに、絶対、出てくるのかっていう確認をしたんですが、やはり地下のことですので、100%ということは、回答は得られませんでした。ただ、可能性は大ですよという回答でした。

それからやはり、地元の方の、日出生台演習場の関係で、生活環境の整備等の関係もありまして、要望されているというところもあり、このことから、効率的な方法で事業実施をするために揚湯方法、量、温度の試験調査として補正予算をお願いしているところがございます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） あんまり長すぎて、内容がしっかりと把握できておりませんが、先ほど、最初に800メートル付近で55度を確認して、その後、また800メートルで76度に、上がっているということがわかりましたけれども、これは温度の変化がありますんで、この先、また55度に戻るということもあり得るんじゃないかということも1つです、1点。

そして、これ、そもそも掘削の際に、当初、この調査委託料といいますか、揚湯しなきゃいけない可能性を想定して、この調査料というのは、組み込むべきだったんじゃないかということ。それが2点目です。

それに前回、当初のときに質疑質問、出ましたけれども、20戸程度の集落に、これほどの大がかりな施設が必要なのかというふうな疑義が出ました。その点の回答というのはまだ、出ておりませんので、3つ目にそれをお答え願いたいと思います。3点。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（右田 英三君） お答えをいたします。

まず、温度変化についてなんですが、まず800メートルに達した段階で、坑内温度が55度ってことを確認したとありますが、この時点では、最終の温度検層をしない時点での温度でした。その後に、温度確認をするために温度検層をしたことによる温度でございます。これも先ほど、業者のほうに、確認したんですが、絶対変わらんのかって言われると、それはなかなかお答えしづらいということで、温度検層の結果、この結果ですというお答えでした。

それから2点目は、やはり、日出生台演習場に隣接する地域として、今までの歴史的なところから、また、苦慮していた部分もあろうかと思えます。その中で、やはり、熱望されていた施設でもございます。その辺を地域活性等に活用するという意味合いから、それからまた、防災の拠点の施設にするってところから、今回の補正予算をお願いしてるところでございます。

それから、試験につきましては、当初に組み込まれてなかったかということなんですが、先ほどの報告の中で、800メートル掘った段階で温度がありますよということの報告をしたかと思えます。その後に、やはり調査をしているわけです。どのぐらいの量があがるかということで。

これ水中ポンプでしているわけですが、その中で穴あき——管に穴が開いているんです。そこを、先ほど言いました650メートルから800メートルの部分で温度をくみ上げれば、

高い温泉の部分も上がってくるだろうということでの試験になっております。

実際に実施しましたら、温度の高い部分が上がってきませんでした。要は低温層の部分、先ほど言いました515メートルから615メートルの低温層の部分が、湧出量がかなり多く、その分しか上がってきていないという調査結果になりましたので、試験調査については、当初は入っていたという結果になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） この、集落だけじゃなくて、今みたいに、私、質問するというのは下湯平です。

あの地の先ほど来、一般質問でも触れられてましたけれども、下湯平の温泉で、具体的にそれが運営できなくなるような現実が来ております。それも、一旦補助金で掘って、それを稼働させて、その後、維持管理については地元負担があるということが、まず、大きな支障になっております。あそこも集落の数という部分では非常に小さな集落で行いますから、みんなで負担しようとしても、なかなか、そういうふうにはいかない。

そういう同じようなケースが、この当該地域でも起き得るわけです。実際に今回、データとして、揚湯も成功して、いい風呂ができた、建物も立派なものができたまでにはいいと思います。しかし、年数たつと、やがて、温泉は生き物でございますから、どんなふうに、温度上がるかもしれません、それはね。でも、下がる方が圧倒的にケースとしては多いわけです。そうすると、ランニングコストがかさんでくる。維持できない。市役所さん、助けてくれというふうな状況も想定できるんです。

そのときに、器が大きけりゃ大きいほど、その補修に関しても、相当な額で倍、倍とふえていく、そんな想定ができるんですけれども。そういう想定をしているのか。あり得ることだと思っ  
ていらっしゃるのかどうか。そして、もし、そういうふうな、これは湯が低くなって加温せざるを得ないとか、地元負担を地元が認めているのか。その後の変化に対して。その点の確認をしているのか。この2点。

最後です。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（右田 英三君） お答えをいたします。

まず、回答になってるかどうかは、わかりませんが、26年度の議会で、事業実施が終了すると、指定管理の協定を結ぶってというふうなお答えをしてるかと思えます。基本的には、指定管理としての協定の締結っていう方向での考えをしているところでございます。

あとの部分については、地元と、私が来てから、まだ協議がされてない部分もありますので、

鋭意、協議のほうを進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、15番、淵野けさ子さん。

○議員（15番 淵野けさ子君） 残念ながら同趣旨のため、取り下げさせていただきます。

○議長（工藤 安雄君） 次に10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 2款について3項目あります。そのうち1項は今と同じです。

同趣旨ですが、もうちょっと突っ込みたいんですが。

まず、これ防衛予算を財源にしてきていますが、これ、当初の計画から随分、膨らんでるんです、予算が。もう、変更、3回目ぐらいではないかと思います。

最初、すぐ掘ったけど、だめだから曲げて掘ってみるとか。それから浅くてだめだったから、深く掘ってみるとか。今回またこうなってる、どんどん予算が膨らんでるんですけども。防衛調整交付金、財源に充ててますけど、防衛省と、これ、こんなに予算が膨らんであるのをオッケーが出てるんですかが1点。

出てないけれども見込んでるのか。ここまでの工事変更で、額がここまで膨らんでいるのが、全部この防衛特定交付金で出せると防衛省からオッケーが出てるかどうか1点です。

それと、今の溝口議員に関連するんですけども、今後、指定管理に出すときに協定書で、その維持管理について話し合うって言うてるんですけど、それはそうなんですけど。そうなるからだと、遅いんじゃないかなっていうのを心配しているの。

今の時点でこんなに工法がどんどん変更していて、なかなか、安定した高温のお湯が出そうもないんだけど、ここまでやってるんだけどもみみたいなことを地元の説明してるのか。地元もそんなに出るかどうかわからんよ、出ても、今後のランニングコストがかかるかもしれないということだったら、それだったらいいわみたいな話になりかねないと思うんですけど。そういう話し合いを、地元で今の段階でしてるかどうか。当初のときだけじゃなくてです。2点が。これについて教えてください。

それから、そのページの上の、電子計算費の中の生活関連情報通信事業委託料1,500万円。これの事業背景、Wi-Fiの無線LANを整備するということで、3市の共同事業だとかって言うてるんですけど、そもそもこういう大きな事業はどこから出てきた計画なのか。

地方債を充てていますけれども、公衆無線LANの整備については、当初予算の観光費の中で、とりあえず実験的に、由布院駅前だけ、市の単費で、無線LANの整備をしてみようという計画があったと思うんですけども。その事業と整合性はあるかどうかということを教えてください。

3点目は、そのページの一番下の自治区防犯灯設置補助金138万円。これ、いいんですけど、何でこれ、補正で今の時期に上がってきたのか教えてください。以上です。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（右田 英三君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

まず、1点目の防衛省との費用の部分についてなんですが、基本的に、費用については日出生台演習場に隣接する地域の環境整備事業として申請をしているところでございます。

あとの部分については、防衛省のほうからは、予算がつけば、市の予算です、この部分については採択をするというふうな回答をいただいているところでございます。

それと、地元との協議ですが、報告書が提出されまして、その後に地元のほうに、今、御説明したようなことを、説明会をいたしたところでございます。そのときの図面等、この場で広げられればいいんですが、図面を見せながらお話をしております。

やはり、気になるところは維持管理の部分になるかと思うんですが、私どものほうも指定管理の協定書の中での扱いでっていうことの説明をしているところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。お答えします。

無料の公衆無線LANの環境整備についてでございますが、事業の概要、計画内容、背景について御説明をいたします。

この事業は由布市まち・ひと・しごと創生、由布市総合戦略の基本施策方針に掲げている5つのうちの1つ、連携中枢都市圏構想に基づくものです。中核市である大分市と広域連携を図り、子育て支援、観光回遊連携、インバウンド、いわゆる海外から日本へ来る観光客の対策等、広域での施策を展開するという施策の一環であります。

公衆無線LANとは、無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービスを指します。今回の事業につきましては、連携する市町村が共同で無料公衆無線LANに係るシステムの調達を行うことで、市町村の経費負担の軽減と事務手続きの簡素化を図る事を目的としております。

3月に大分市、別府市、由布市の3市で協議会を立ち上げております。事業はインバウンド対策の一環として、由布市、大分市、別府市で認証基盤を統一したものを構築し、由布市で一度認証を行えば、大分市、別府市での再認証をすることなく使用できるものとなり、観光の回遊連携を図るための整備を行うことができると考えております。

今回、由布院地域、塚原地域、湯平地域等の調査を行い、優先順位の高いポイント6カ所程度の選定を行い、Wi-Fi、公衆無線LANを整備することを計画しております。商工観光課とも協議しておりますが、今回、由布院駅から湯の坪、金鱗湖周辺を整備区域として考えております。他の公衆無線LAN整備計画との整合性につきましては、公共施設等への整備について費用

対効果を、今後、十分、調査研究して進めたいと考えております。

御質問にございました予算化されている部分につきましては、調査費として上がってる分ではないかと思しますので、その調査をもとに、このインバウンド対策としてのWi-Fiを早急に取り組みたいというものでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えいたします。

自治区防犯灯設置補助金についてでございます。

今年度に入りまして、大口の補助金申請が2件ございました。1件は上市自治区、もう1件は鶴田自治区、この2地区からの申請により、現在の予算では足りないということで、今回の補正に上げさせていただきました。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） それぞれよくわかりましたが、順番にいくと、若杉のほう、ちょっと再確認ですけど、防衛省、市の予算がつけば採択するって言うてる意味がちょっとわかんないんですけど。市の一般財源の負担分がつけばってことですか。

非常に心配しているのは、防衛予算の事業で、結構よく、事業設計までした後に、後から、防衛省のほうでこれは採択要件に当てはまらないからって言って、市の一般財源やら市の市債に切りかえた例が幾つもあるんです、過去。ご存じだと思いますけど。こうやって、工法がころころ変わったり、費用が莫大になっていくと、防衛省が本当に、全部、認めてくれるのかって心配なんです。

今の現時点で、例えば今回の890万円、特定防衛予算に上げてますけど、この分まで全部、防衛省からオーケー出てるのかどうか。そこまでの審査、まだ、いってないのか、予定で申請上げてるだけで、オーケーがまだ出てないのか、そこだけを厳格に教えてほしいっていうのと。

それから地元と話を、説明したっていうのでちょっと安心しましたが、ただ、そこでの説明の仕方で、あとは、今後の維持管理は協定書結んだときになって言っていると、絶対に、地元は大きな維持管理費が出たときには、市が負担してくれって言う協定書にしてくれって絶対言ってきます。明らかです。

それをどうするのか。今のうちから、ちゃんと検討して一緒に話しておかなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。でき上がった後、指定管理を結ぼうとしたときに、いや、うちはそんな負担できない、市がやってくれなんていう話になったときにどうするのかって、目に見えている話だと思いますので、そこら辺、今から事前にちゃんと協議しといたほうがいいんじゃないかなと思います。市としてまだ、内部検討しているかどうかですね。

それから自治区はわかりました。それと、無線LANは、事情はよくわかりましたが、基本的なことを聞かせていただくと、まち・ひと・しごとプランで出てきたんだったら、なぜ当初のときに出てなかったのか。

しかも、観光課、これちょっと、うちの委員会に関係しますけど、観光課で調査費、組んで、まだ調査成果も出てないうちに、この事業費の委託料ついてるっていうのはちょっと整合性がとれてないなと思いますし。百歩譲って、私は、その観光課の調査費500万円だけじゃだめだから、一斉に市内全部やったほうがいいよって言うんですけど。だったら、これ、なぜ、観光費で上げてないのか。そこら辺がわからないんで教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（右田 英三君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

まず1点目の防衛省の関係ですが、まず、補正予算に上げる前に、こういう内容の部分があった場合に採択できるかっていう部分の確認をした上で、今回の補正をお願いをしているところがございます。

2点目の指定管理の部分については、地元とまた再度、協議を持ちまして検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。

先ほどの商工観光課で組んだ予算の件でございますけれども、3月の繰り越し予算ということで、地方創生の先行型ということでお願いをしております。総体が確か500万円程度で、その中のWi-Fiということで、調査費50万円ということで、委員会でも御説明をしたように、先ほど議員さん言われるように、全体的なものがそのときは、その時点では、どういう進め方をするという県の指針もございませんでした。

それで、環境整備をするということの担保どりというような形で、そして、Wi-Fi環境とQRコードを利用した既設の案内版に多言語で表示するとか、そういうふうな受け入れ環境整備ということでお願いをしたところがございます。

今回、総合政策のほうで、先ほど言いましたように、まち・ひと・しごとの具現化をされ、全体的な工期という数字が見えてきたことから、総合政策というところに予算を置いていただいて、そしてインバウンドを全体的に、全庁的に見ていこうというような、一歩進んだという理解でよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 観光のほうは、委員会の中で話します。ただ、これも総務費

のほうに上がってしまっていてるので、総務委員会のほうに入ると思うんで、今までの観光課で検討してきた流れを、総務委員会のほうで、ぜひ、引き継いで審査していただきたいと思いますが。

最後に1つだけ、これ県の補助とかはつかないんですか。完全に、3市が全部、自分たち、単費で市債組まなきゃいけないんですか。それから、まち・ひと・しごと創生だったら、その補助金適用とかないんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。

総合戦略の分で予算がつくためには、ソフト部分がほとんどでないと難しいということで、今回、とりあえずハード整備をして、早急な対応をとりたいという部分ですので、この部分での補助金はないものと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 43号、2款の部分で、重なっている部分は、同趣旨でございますのでわかりました。

あと1点だけ、2款の1項10目13節、市制の10周年に関する事業で映像制作業務とありますが、この委託先は決まっているんでしょうか。

それと、制作する内容は、どのように決められるのか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） お答えいたします。総務課長です。

DVDの作製につきましては、マスコミやメディアが持つ過去の映像を基本としながら、制作費を安価とするため、由布市が保有する事業、イベント、四季折々の情景等の映像記録や写真等を織り交ぜて、10年の由布市の歩みを振り返る映像を作製したいと考えております。

委託先については決まっておりません。

この後、補正を議決していただいて、その後、したいというふうに考えております。

そして、作製する内容につきましては、由布市制施行10周年記念事業推進委員会というのを立ち上げているんですが、その中において内容を決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） そのDVD作製するんですけれども、これはどういうふうな形で、例えば全戸配布するんだとか、公民館、そういったところに常設で置くんだとか、図書館に置くんだとかあると思うんですが、どういうふうな活用方法を考えられていますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） お答えいたします。

今の考えでは、記念式典のときに上映をするということで考えておりますが、その後のことについてはまだ考えておりません。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） せっかく10周年の記念行事でやることですから、より効果的になるように検討していただきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 次に、7番、甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 甲斐でございます。

防犯灯の件でございますけど、これはたしか通学路についてると防犯灯、これは一緒にもう今考えてるんですか。

それ、なぜ言いますかいうと、上市と鶴田、これ多分、通学路にもなると思うんですけど、そういう点どのように考えているのか、今、基準はどのようにしているのかお聞きします。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えします。

防災安全課で申請が出ている件につきましては、通学路に該当するかというところまで、ちょっと現時点で把握していないのが実情です。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） では、通学路については、前はちょっと市民課のほうでやってたと思うんですけども、旧町時代は。

それで、その点どうなっているのか。

これは、今、自治区のほうでは、通学路にしているのか、防犯にしているのか迷っているんですけどという話も聞いております。

だから、そのような申請の方法というのは、どのようになっているのか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えします。

防災安全課としましては、防犯、自治区の防犯ということで補助金交付しております。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 防犯はわかるんですけども、私がさっきから聞いているのは通学、これについて、どのように考えているのかというのを聞いたかったんですけど。

なぜ言いますかといいますと、今言いましたように自治区のほうから、前あったのはどうなっちよるのかな、通学路にするのか、防犯にするのか。

それと、もう一点は、田代の東行田代線、やってもらって大変うれしいんですけど、そういうところは、道路新改良したときに、防犯灯が要るとか、通学路の街灯が要るとか、そういうところですので、ちょっとお答え、通学路についてちょっとお答えしていただきたいなと思います。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長です。

旧町時代にありました通学路に防犯灯をと、この考え方は、中学校が統合したときに、挟間は2中学ありましたが、北部中学のほうから挟間中学に通学する、その経路に当たるところについては、町の責任で設置をしますということで、それ以外のところは、原則として区のほうで対応をいただいているということでございます。

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。

再開は14時20分とします。

午後2時07分休憩

.....

午後2時18分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、3款民生費について、まず10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 26ページになります。小松寮事務費の中の工事請負費251万1,000円の追加補正ですが、小松寮の敷地内の里道舗装だということですが、なぜこの時期に補正で、この舗装工事が必要なのかと、何か緊急性があるのかどうかということが1点と、それから、今、小松寮の民営化についていろいろ取り沙汰されていますけれども、今後、民営化することを前提にしてのいろんなところの整備計画みたいなものは、どういうふうに計画されているのでしょうか、その中でこの部分だけ、この補正で上げてきているということの考え方、意味を教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 小松寮長。

○小松寮長（八川 英治君） 小松寮長です。お答えします。

今回251万1,000円の内訳につきましては、小松寮のグラウンドに隣接しています里道の舗装工事分でありまして、延長130メートル、幅員3.5メートルを予定しております。

この里道につきましては、従来より地区の方が利用しておりますが、地区民より里道とグラウンドの境界が現状では区別できなく、小松寮の利用者が使用している際、接触事故等発生するおそれがあり、大変危険であるので、境界を設けてもらいたいと申請がありましたので、今回、境界を明確に区別するための舗装工事費です。

補正の理由につきましては、本年3月中旬に里道分の分筆が終了しましたので、今回になりま

した。

続きまして、今後の小松寮民営化に向けた整備計画はということでお答えします。

現在、民営化されるまでに必要とされる修繕箇所を、耐用年数等を考慮して作成しております。

今後、民営化が決定すれば、ガイドライン策定委員会等に諮るとともに、移管先と協議しながら、整備内容を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 補正になった理由はよくわかりました。

それから、今後の民営化に向けた整備計画、今後、民営化が決定されればということですが、先日も同僚議員の一般質問の中で、漆間課長が、余り遠くない時期に大幅な改修が必要だというふうに言っていたらっしゃいました。

ただ、民営化されてから改修したほうが、有利な補助金が受けられるみたいなことを言っていたんですけども、その民営化する前に市として改修しておくべきことと、それから民営化後に改修が見込まれることみたいな、そういう計画が上がっているのか、というのは、今後、いつ民営化されるかわかりませんが、こうやって補正とかのたんびに、ちよろちよろ補修が上がってきているようなんですけども、必要なものは、もう今のうちにきちっと整備しておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の、今後、見込まれる修繕なんていうのは見込んでいるのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 小松寮長。

○小松寮長（八川 英治君） 今年、工事費として705万円を計上しています。

その中で緊急的な要するものは、全て取り組んでおります。

また、今度は民営化されれば、また移管先等の協議もありますので、そのときに対応したいと考えております。

○議長（工藤 安雄君） 次に、1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 議案43号、22ページの3款1項1目19節、これの一番上の部分で福祉施設等整備補助金でありますけれども、これ補助先とこの時期の予算措置をする理由を伺いたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（漆間 尚人君） 福祉対策課長です。お答えします。

これは挾間町中台自治公民館のトイレ改修の補助でございます。

由布市自治公民館等整備補助金交付規則によりまして、工事費の2分の1を補助するものでございます。

補正予算で計上した理由ですが、中台自治区から、トイレ改修の要望書が提出されたのがことし3月でしたので、当初予算に間に合わなかったためでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） わかりました。

結構です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、7番、甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 10番議員と同じでございますけど、やはり705万円の修繕費、計画しているようにありますが、私は賃金、これについてはどのようになっているのか。

それと、現在、民営化に向けているがどのような状況なのか。

それから、保護者からのいろんな声があるようだが、市長としてどのように考えているのか、というよりも市長としてどのように指示をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 小松寮長。

○小松寮長（八川 英治君） お答えします。小松寮長です。

まず、賃金1人分の内訳についてお答えします。

この賃金に関しましては、介護支援員1名分の年間の賃金です。

理由としましては、本年3月中旬に重度の利用者が入所した関係上、介護支援業務が増加し、現行の職員体制では十分なサービスが行き届かなく、介護支援員が1名必要となったためです。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 予算とかいろいろ不明な点がある部分ではお答えしますが、指示をしたとかしないとかいうことについては、もう答弁はできません。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 今、市長が言われるとおりだと思うんですけど、ちょっとお聞きします。

今現在、どのような状況なのかとかいうのは答えられますか。

○議長（工藤 安雄君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（漆間 尚人君） 民営化の進捗状況ということによろしいでしょうか。

昨年6月に、民営化検討委員会のほうから、民営化が妥当であるという答申が出されまして、それに沿って、市としては民営化方針を決定したところでございます。

その後、保護者、それから小松寮の職員あるいは組合等に説明をしまして、ことしの3月に、民営化のガイドライン策定委員会を立ち上げました。

その席で、保護者のほうから、3月議会に民営化中止の請願書を提出しているのです、その結果が出る前に、この民営化ガイドライン策定委員会の協議は認められないよというような発言がございまして、そのガイドライン策定委員会につきましては、現在、中断している状況でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、5番、鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 小松寮の工事請負費ですが、これは同一趣旨ですし、また、今、寮長から適切な答弁いただきましたので、また委員長報告を聞きまして、また考えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、6款農林水産業費について、まず2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 6、1、3、1、15、温泉館ボイラー工事の詳細説明をお願いします。

この温泉館というのは、陣屋の村というふうに聞いておりますが、485万円のボイラー工事、工事なのか、ボイラー施設の取りかえなのか、詳細説明をお願いいたします。

この算出根拠につきましては、見積もりがあったのか、あるいはどのような工事をするのかについて教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） 農政課長でございます。お答えいたします。

経過を申し上げますと、昨年9月、指定管理者のほうから、温泉館のボイラーから燃料漏れが生じているというふうな連絡をいただきました。

以前につきましても、このボイラー施設につきましては、故障するたびに指定管理者のほうで、修理または部品の交換等を行っていただきながら、ボイラーとして使用を続けてきていただいたところでございます。

私ども、農政課といたしましては、その燃料漏れにかかる修理、修繕が、見積額100万円未満というふうに判断をいたしまして、指定管理者のほうに現状のまま、何とか努力をしていただきたいという回答をして、推移をさせていただいておりました。

ところが、4月になりまして、また再度、その燃料漏れが発生をしたという連絡を受けまして、この燃料漏れにつきましては、ボイラーの本体を取りかえなければ、火災の危険性があり、そしてまた緊急性があるというふうに判断をして、今回の補正予算として計上をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。

これは温泉施設のボイラーの取りかえですか、備品購入ですか、工事費ですか、確認です。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えをいたします。

本体の取りかえ工事として、私どもは補正予算に計上させていただきました。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 本体の工事というのは、温泉の温度が低いために温めるための施設だと、これ備品購入じゃないんですか、工事費ですか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） ボイラーという部品の取りかえ工事と、認識をさせていただいております。

○議長（工藤 安雄君） 次に、18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 野上議員の今の続きですけれども、ボイラー本体全体でしょう、485万円というのは。

私は、支配人から、昨年の秋にもう聞いたんです。これ、もう、それで現地調査行って、もう私も見たんですけど、もうかえたほうがいいと、当時、言ったんですけど、行政のほうが、今、課長が言われたように、ちょっと待ったがかかったと、修理するけど、これは無理なごとあるって言いよったから、これについては、私も、今、野上議員と一緒に質疑上げとったんですけど大体わかりました。

それから、もう一点、この件について、副市長もしくは市長に聞きたいんですが、この施設の民営化を私はずっと執行部に問うてきたんですけど、この辺の回答をお願いしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長です。

現在、公の施設として指定管理をいたしております。

まだ残りの期間がございますので、この期間が満了するまでは、当然、指定管理として管理をしていきます。

今後につきまして、本来の公の施設の設置目的と現在の陣屋の村について、合致しているかという、そういう状況ではないというふうにだんだん変わってきております。

そういった中で、これは平成元年、2年にかけて施設ができましたので、もう25年を経過しております。

今後こういった維持していくための修繕といいますか、こういったものに次から次に支出が膨らんでいくという中で、売上金があるわけでもありませんし、ただ歳出だけが出ていくという施設でありますので、本来の目的等をよく検証しながら、民営化といいますか、売却も含めたところ

ろで、次期の指定管理に向けては、それも排除しない中で、検討をしていきたいというふう思っております。

○議長（工藤 安雄君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） ぜひその辺をよろしく願います。

それから、ふるさと創生事業の1億円のときに、挟間の方は御承知と思いますけど、1億円のつり橋をかけましたけれども、あの一番上の手すりのワイヤーが直径三、四センチあるんですけど、その分が七、八本か10本ぐらい、私、見に行ったら切れとるんです。

あれ、三、四十万円かけたらようになると、そしたらもう使われると言うんだけど、この辺は支配人も、今、指定管理を受けてる者も、安部さんも言いよるんじゃないけど、もう早くやっぱり、せっかく1億円もかけたやつを、たかが四、五十万円の金のために、これを通られない、使えないというのが、非常に来た方のやっぱり、なぜ通れんのかということ非常に問われるらしいんです。

それで、その辺を早急に対処したいと思うんですけど、課長、その辺どう考えられますか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えをいたします。

まず、陣屋のつり橋の修繕の件でございますが、単にその修繕で済むのか、それともつり橋全体の耐震性を含めた強度検査、それから費用対効果、そうした総合的な面から検討しなければいけないのではないかとということで、今、私ども躊躇している段階でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） それについては、前の課長とか部長が、もう調べが終わっているということを私は報告受けています。

あとは、市側の判断だけです。ぜひ、その辺を考慮して、再開ができるように期待を申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、5番、鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 今のと同じなんですけれども、まず指定管理にこの陣屋の村は出されていますけれども、どこまでが赤字なのか、その収支決算をまず見てみたいと。

それと、まず第一に、入浴料等をとって温泉は運営していると思うんですけども、その辺の収支計算がどうで、全額やはり由布市が持たなきゃ悪いのか、ある程度、内部の利益が出てるんであれば、それで運営ができないかというのをちょっとお尋ねしたいんですけども、課長、お願いします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（伊藤 博通君） お答えをいたします。

指定管理施設として出しておりますのは、陣屋の村の施設でございます、契約の中に、当該年度の実績報告を翌年度初めに、由布市のほうに提出をするように契約上なっております。

そこから、平成26年度4月から3月までの実績を、私どもいただいているところでございますが、収入に関しましては、それぞれ指定管理施設でございます温泉館、ろまん亭、童里夢館など、そうしたところの収支関係が総合的に出されております。

そういうところから見まして、温泉館につきましては、入浴利用者の利用料金でございますが、ボイラー等の燃料費がかかるわけでございますが、そうした経費をそれぞれに振り分けているわけではございません。

それで、総合的な実績収支から見ますと、今、陣屋の村の収支内容といたしましては赤字でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） これは常任委員会のほうでぴしゃりと現地調査をしていただいて、中身のまた報告をお待ちしておきます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、7款商工費について、まず14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 1項3目13節、組織体制一元化事業で、設計委託料が2,310万円ということですが、この設計額から推察をしますと、かなりな規模が推測されます。

この施設は組織体制一元化事業での器、入れ物と認識しているんですけども、その中に入る組織体制は、どのように具体的に一元化していくのかということが気になります。

その議論はどこまで進んでいるのでしょうか、教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

最初に、組織体制についてでございますけれども、その施設については行政の施設であります。観光新組織は事業活動を行うため、法人格を取得し、民間の観光戦略などを活用させていただき、新たな周遊観光の発掘やサービスを収益に結びつける運営を行っていく予定でございます。

行政は施策実現のために拠点整備などを行い、情報発信や観光戦略などの機能においては、民間の経営能力をいただきながら、連携してさらなる観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

また、行政の観光施策、住んでよしと、民間の観光戦略、訪れてよしを一元化する観光新組織を設立することによって、住む人も訪れる人も、癒やされるまちづくりの構築についてつながる

と考えております。

次に、観光関係者との一元化への議論についてでございますけれども、御承知のとおり、7月から「おおいたデスティネーションキャンペーン」が始まります。

観光関係者の方々とは、状況を見きわめながら合意形成を得る協議を進め、10月末をめどに仕上げる予定としております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 今、伺いましたら、その一元化という中身は、地域的な統合いわゆる湯布院地域、庄内地域、挾間地域の観光の組織を法人化して、行政施策の観光面の連携とか情報発信ですか、そして最終的に、住んでよし、訪れてよしの組織化を図っていくというふうな論理展開で申されたかと思っておりますけれども、この組織が法人化されて存在するとすれば、市の関与というのはどのような状況になるのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） お答えいたします。

新組織の体制についてでございますけれども、平成26年度に、観光新組織準備室を室長以下3名で立ち上げました。

今年度は、観光新組織推進室として強化し、室長以下4名で、28年度から展開していく事業活動や契約を行うため、法人格取得などに向けて取り組みを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） ということは、3名で始まった準備室が4名体制で、今年度、推進室として今年度中に成立するということでしょうかけれども、具体的にはツーリストインフォメーションセンターということで、由布院駅周辺ですか、開会前の全協のときに伝えていただきましたけれども、この建物が新組織の入れ物となるということだと思っておりますけれども、そこで具体的にどういうことを目指して、目標に掲げてやっていくのか。

もし、入れ物ができて、中身の稼働が余り効果ないということになりますと、それこそ「仏つくって魂入れず」という醜態をさらけるもんだと思いますので、ちょっと構想について伺ってみたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） お答えいたします。

行政の観光施策と民間の観光戦略を一元化させ、観光を総合産業として捉えまして、さまざまな産業の情報収集、そして情報発信が対処できる仕組みづくりを進めてまいりたいと考えており

ます。

また、官民が一体となり、由布市全体への総合的な波及効果を確保するための組織として、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） この件に関しまして、三、四項目お尋ねします。

実は、私も6月15日の全員協議会で、この計画づくりを初めて知りました。

前日に大分合同新聞にも掲載されまして、むしろ私どもより合同新聞のほうは先に知って、支援する皆さんから問い合わせが私のほうに来ました。

このような重大な、かつ大きな事業につきましては、事前に事業の説明等が議会にあってしかるべきではないかなというふうなことを、まず1点、気がつきましたので忠告というか、それはおこがましいかもしれませんが、やっぱりこういう重大なことは、事前に教えてほしかったなというふうなことを感じております。

そこで、詳細な財源計画、今回の調査費の財源計画、県費等があるというふうなことを聞いておりますが、この県費の事業名、あるいは市の単費につきましては、起債というふうなことを聞いております。

この起債名について、まず1点は教えてください。

それから、2番目、設計業務委託費2,000万円ということですが、この設計委託費につきましては、相当な膨大な金額だと思います。

この2,000万円の算出根拠、例えば2,000万円であれば、私の推定では3億円、4億円の建物というふうなことが想定されますが、まずこの設計委託業務は調査業務なのか、建物の設計業務なのかということについて、情報では、調査しながら設計もするというふうなことを聞いておりましたが、また9月補正、12月補正で設計委託費が出てくるのか、設計委託費か、調査事業も行うのかというふうなことについて教えてください。十分この辺は、もう議論なさっているというふうに思っております。

それから、今後、想定される事業費あるいは完了後の維持管理費、当然これは行政が今の答弁では行うということでしたが、来年度に完成します庁舎問題も含めて、商工観光課の位置づけ、あるいは商工観光課の事務所そのものが、ここの中に入ってくるのかというふうなことについては、組織体制の一元化で、観光行政がこれの中に全て入ってくるのかというふうに、私は今の答弁で理解しましたが、それでよろしいのかということです。

それから、次に市民参加のワークショップをするということは、担当課長から6月15日の全員協議会で御説明がありました。

ところが、先立っての一般質問の答弁では、既に由布院地域のこの由布院は「由」だそうなのですが、由布院地域のデザイン会議を設置して、もう広く議論をしているというふうなことも聞きました。

これ、言うこととやってることが、あべこべではないかなと、この辺の詳細説明をお願いいたします。

それから、湯布院地域に予定している公共施設整備計画、先輩議員からも、再三これまでの議会で出ておりましたが、今回、話題になっております湯布院公民館、あるいは庁舎、あるいは、現在、観光総合事務所の中にあります観光情報センター、あるいは国民宿舎の跡地、あるいはそのまま放置されております旧福祉事務所の跡地、これらを含めて、議論がなされているのかというふうなことについて教えてください。

これは、このデザイン会議の中で議論したというふうなことでございましたので、お聞きします。

建設のアウトラインはもうできているようなことを説明がありました、一昨日。

まだまだゼロのはずだったはずの事業が、そこまで進んでいることについては、いかがなものでしょうか。

それから、設置計画の今回の原点、これをつくろうとした原点のプロセスについても教えてください。

それから、由布市観光協会との協議、議論は終わっているのでしょうか。

聞くと、情報によると、由布院駅前の1,200万円上がっている市営駐車場の跡地が、有力候補地というふうなことも聞きました。先般の説明で聞きました。

観光協会を含めて、当時の湯布院町が、由布市は、駅前の混雑、渋滞緩和のために、当時の国鉄清算事業団の土地を借りて、あそこを一方通行にしたり、駐車場をつくって渋滞緩和対策を講じたと思うんですが、その混雑の中に、なおさら混雑をする施設を建設する計画については、どのような議論がなされているんでしょうか、教えてください。

むしろ、全体的、観光関係者のみの議論でなくて、さまざまな人たちの議論が必要ではないかなというふうに思っております。

このデザイン会議の設置、デザイン会議のメンバーも、先般、発表がありましたが、観光関係者のみで、デザイン会議を設置しているというふうなことでございました。

いろんな市民の皆さん、由布院駅前あるいは湯布院町には、まだしなければいけないことがいっぱいあると思います。これも含めてです。

これは質疑にならないかもしれませんが、その辺、可能であれば答弁してください。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

最初に、今回、7款商工費の総額に、歳入歳出それぞれ2,336万4,000円を追加し、総額1億9,006万5,000円としております。

このうち野上議員御指摘の委託費につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

6月補正予算の概要の2ページの中段にありますように、組織体制一元化事業の観光情報発信拠点施設設計業務委託として、2,310万円をお願いしております。

財源としましては、県補助金1,155万円、地方債1,090万円を充当いたします。

県補助金の事業名としては、一般会計補正予算の8ページの2枠目にありますように、説明欄にありますとおり、滞在型・循環型観光促進事業補助金であります。地方債は合併特例債であります。

それと、設計業務委託費についての御質問でございますけれども、予算提案の額の根拠につきましてでございますけれども、委託費については大分県建築委託費算定基準によるものであります。

今後、想定される事業費は、建設費などで2億円強が想定されますので、国や県の補助金を最大限活用しながら、進めてまいりたいと思っております。

完了後の維持管理の基本理念は自主自立でございます。

市民参加のワークショップについての御質問でございますけれども、現在、行政のほか商工会、観光協会、旅館組合、JR、バス、タクシー会社の代表者、20名程度で、現在の観光施策を具現化するために、観光デザイン会議を設置しております。

その議論の1つで、今回、設計費を予算提案した情報発信拠点施設の必要があります。

ほかにも、商店街の活性化や交通渋滞の緩和など、5項目の課題が議論されております。

その課題の解決をするために、デザイン会議メンバーだけではなく、今後、市民参加のワークショップの開催も、検討してまいりたいと考えております。

次に、湯布院地域の公共施設計画との接点、整合性でございますけれども、庁舎は市民の福祉利用の観点から、公民館は市民の学習の場として活用されるものと考えております。

また、現在ある情報センターにつきましては、観光案内を主とした業務でありますので、当課といたしましては、今後、官民一体となって、情報収集や情報発信強化という攻めの体制を構築し、さらなる観光まちづくりの促進に資する、独立した観光施設整備を行いたいと考えております。

続きまして、設置計画の原点のプロセスということでございます。

昨年4月より、観光新組織設立に伴う業務内容を議論する過程において、観光新組織と観光行政、観光関係団体との望ましい連携のあり方を明確にするとともに、これからの観光新組織に求

められる事業内容や組織体制などを明確にし、さまざまな先人がこれまでに培ってきた持続可能なまちづくりを基本に、由布市における効果的、かつ実効性の高い観光施策及び観光まちづくりの推進体制の構築が必要であると、当課では判断してまいりました。

各関係団体との協議は終わっているのかという御質問でございますけれども、4月30日の由布市観光事務調整会議において、今年度の組織一元化の取り組みとしまして、観光新組織の体系と観光基盤整備を説明し、5月18日の由布市観光協会の総会において、由布市観光基本計画に基づき、由布院温泉を核として、新たな滞在型・循環型保養温泉地計画の観光施策に取り組むことの確認を得ております。

5月29日の由布市観光事務調整会議において、状況報告など情報の共有を行っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） よくわかりました。

ただ、事業費が2億円と、由布市、湯布院地域においては、まだ早くしなければいけないことはいっぱいあるんじゃないかと思えます。

予定地につきましても、国民宿舎跡地もああいう状況、旧福祉センターもああいう状況、そして由布院駅前には渋滞対策で一方通行をつくり、駐車場をつくり、整備した結果、またそこに、悪いとは言いませんよ、そこにつくるということについて、いろんな市民の方との話し合いをしてほしいなというふうなことを感じております。

それから、核となります観光協会、由布院温泉観光協会と由布院温泉旅館組合との整合はとれているのかというふうなことについても、再度、協議をしてほしいというふうに念じております。

それから、さっきの質問で漏れておりましたが、設計費の2,000万円は設計だけの2,000万円なのか、再度教えてください。

計画づくりを含めて、コンサルの委託に計画づくりをして、その後、その計画ができた段階で、新たにまた補正予算で設計費を組むのかというふうなことになっているのかということについても、改めて教えてください。

もちろん、この計画については、由布市総合計画あるいは由布市のつくっております観光計画と合致しているんだというふうに思っておりますが、これにつきましては、また委員会等で説明をしてほしいというふうに思っております。

そのさっき言いました3点について、2回目の質問で教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） お答えします。

今後、さまざまな方とワークショップ、協議を進めてまいりたいと考えております。

もう一点でございます。

委託費の決定根拠でございますけれども、今回の受託者の決定はプロポーザル方式を予定しております。

大分県からも専門的な意見を頂戴し、予算を提案したものでございます。

以上でございます。

○議員（2番 野上 安一君） いや、質問と答弁違う。

2回目です。聞いているのは、設計だけなのか、計画づくりなのか、この2,000万円は、答弁をお願いしています。

○商工観光課長（溝口 信一君） まちづくりを含めて全て入っております。

実施設計まで入っています。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） すみません、今の件だけ、もう一回、確認させてください。

プロポーザルで計画づくりを委託するんですね、どっかの業者さんに、と同時にその業者に設計も、実施設計をお願いするということですか。

そうすれば、基本設計は、本設計はまた後日、何千万円か上がってくるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。

先ほど申し上げましたように、プロポーザル方式を採用したいと思っております。

今回の受託者決定方式は、プロポーザル方式を予定しており、技術提案書の提出などにより、技術点が最上位の者が受託者となる方式でございます。

観光まちづくり計画を作成するための拠点施設にとって、最も適切な想像力と技術力を経験……（発言する者あり）

お答えします。大変申しわけございません。

入っております。実施設計、入っております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。

全て入っております。

ただ、一般的に行う、価格で競争を行う一般競争入札という方式を今回は採用せずに、先ほどから議員御指摘のように、旧町時代から交通混雑だとか、駅に集まってというようなことも含めて、その箱、施設をつくるということのみならず、今回の方式はプロポーザル方式という形で、

そういうものも御提案をいただいて、全体的な駅前、例えば今、一般通行というお話も出ましたけれども、そういうものも逆にこういうふうな形で一方通行を考えたらどうかとかいうふうな、5差路から駅前周辺全体を捉えたところのコンセプトをいただいて、そしてそのまちづくりという中で、企画力だとか、総合点を、大学の先生等々からお聞きをしながら、そのプロポーザルの選定委員を設けて、その中で議論をして、そしてそういうまちづくりの観点から施設を導いて、実施設計を行うという方式を採用して、駅前全体をいま一度、まちづくりの根底からきちりと整理をしましょうというふうな形で、つくっていくというふうな手法をとるものでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、15番、渕野けさ子さん。

○議員（15番 渕野けさ子君） 今、野上議員の質問、質疑といいますか、ちょっと、私、違うんですけれども、考え方がちょっと違うんですけど、この問題は本庁舎方式に議論がなったときに、湯布院の議員さんから、多くの議員さんから、本庁舎方式になったら観光の拠点はどうするんだよ、観光の拠点はちゃんとつくらんといかんというような質問が多かったと思うんです。

そのときの答弁は、やっぱりそれはそういうふうにしたいというふうな今までの流れだったと思うんです。

当初の予算の説明、かなり分厚い説明いただいたんですけども、その中に推進室に格上げして、その計画、こういう計画がある、こういう計画がある、そしてその拠点もきちんとしたものをつくらないといけないという、そういう説明があって、その中に地方創生の、私は、地方創生の国の事業を使うんですね、多分、じゃないかなというふうに思ったんです。

由布川のコミュニティセンターが、やっぱり国土交通省の予算をいただいて、それと借金とでつくっていただいているんですけども、そういう地域再生の観光そのものを見直すというか、拠点をつくるために、そういうものをきちんと、まず拠点を確保するために、これはしなきゃいけないというふうに、私は本庁舎方式が、本庁舎問題がずっと議会の中で議論される中で、この観光の拠点の件は、ずっと言われてきてたので私も頭にあっただけです。

ですから、ああ、いよいよこうなったんだなあというふうに、だから私は逆にお聞きしたいのは、本庁舎方式も、そろそろ増築の入札も終わりました。これからいろんな準備に入ると思いますが。

ですから、本庁舎方式に実施するのと同時に、この観光拠点も同じようにスタートしなきゃ、私は意味がないんじゃないかなと思ったので、今の時期かなというふうに私は感じております。

なので、私は、最終的に私の、議案質疑か一般質問、よく覚えてないんですけども、やっぱり観光というのは大きな産業ですから、今までの観光のあり方プラス10年、15年、20年先のことも考えた中での拠点づくりもしてほしいと思うし、湯布院町だけに限らず、これは庄内町、

それから挾間町、これ由布市全体の観光の、私は施設であってほしいと思うし、そうであると願っております。

また、由布市だけでなく、由布市外、県内から県外に対しても恥ずかしくないような、きちんとしたものをやっぱりつくるのかなというふうに、私はそういうふうに私なりに想像してきました。

ですので、私がお聞きしたかったのは、このゾーンの1から6までの印がやっと具体的に見えてきたなあというのが実感なので、具体的な、私は総論的な思いかもしれませんが、最終的にはそういう湯布院町のみ、要するに観光産業にかかわらず、由布市の中に発展していくための拠点と見てますので、私、お聞きしたかったのは、最終的にいつでき上がるのかなと、私は本庁舎がきちんとできるまでに、本当はできて、同時に中身も先ほど溝口議員が言いましたけれども、中身も充実したものでなければならぬし、そのために今ずっと、このところずっと計画立ててこられたというふうに私は思ってたので、今ちょっと野上議員さんの質疑とは、ちょっと私は総括的になる、総論的になるのかなというふうに思ったんですけど、その時期と、それとあとナンバー4の南由布駅の活用、パークアンドレールライドとか、横文字使っているんですけども、どういうふうなエリアというか、そういうものに観光創生といいますか、地域創生といいますか、そういうものにつくり上げていくのか、要するに結論を聞きたかったんです。

それは、きちんと本庁舎方式と同時に実施できるような形にならないと、今まで議会で、皆さん、議論してきたあれにならんのかなと私は思ったんですけども、私の感覚が違うのかよくわかりませんが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（溝口 信一君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

私のほうから、パークアンドライドについて、お答えをさせていただきたいと思います。

パークアンドライドとは、交通渋滞の緩和のため、自動車などを郊外の駅やバス停などに設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗りかえて目的地に行く方法で、目的地への交通車両の渋滞を緩和させる手法のことでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。お答えいたします。

先ほどから、るる野上議員さん、それから淵野議員さんから言われるように、由布院温泉を核としてというのが、観光基本計画の中で、そして年間400万人、そしてそこを基軸としながらとって、さまざまな過去の取り組みのまだ残ったものもございまして。

そして、多様化と、今、淵野議員さん言われるように、観光は総合産業であると、そして総力

戦であるという大きな由布市全体の観光を押し上げるための基軸として、由布院温泉に観光まちづくり計画書をつくると、当初予算でやる御説明があったように、まさしく思いは瀏野議員さんの総体的なお話でございます。そのとおりでございます。

実施時期については、今後、財政計画等々と調整をしながら、商工観光課とすれば、29年の4月には、この誇れる作品といいますか、1つの情報発信の由布市の拠点である核となる施設ができ上がればいいなということで、事務を今進めているところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 瀏野けさ子さん。

○議員（15番 瀏野けさ子君） じゃあ、私の総体的な考え方は、多分、間違ってたんだなというふうに思います。

ずっと、予算説明会のときに、今回、初めて予算の、予算特別委員会持ったんですけども、一堂に会して同じように説明いただき、そして資料もいただき、その資料を見たときに、だから例えば私は広報委員会に入ってるんですけど、議会だよりの中に、まず1面にぼんと名目で置いたのが「本庁舎方式がいよいよ始動します」と、まず市民にお知らせしたかった。

それと同時に観光拠点もできますよと、一緒に同時にスタートしないと、これは意味がないのかなというふうに当初から私は思ってたものですから、いろんな国民宿舎の跡地の問題とか、いろんな、まだ課題が湯布院町には残されているんですけども、これは時間的な問題といいますか、時が大事ですのでやっぱりこれは大事なことなのかなと、私はそういうふうに思っております。

29年の4月に完成で、そして実施ということがいいんですね。

そうすると、本庁舎よりもちょっとおくれる、1年ですか、本庁舎よりも1年おくれるということですね。

それと同時に、そのエリアのいろんな交通体系のこともいろいろありますけれども、6番、生活型観光地域づくりゾーンとかいうのもあるんですけども、こういうのはやっぱり地域の、湯布院地域の方々との話し合いの中で、これから順次詰めていくというような形で私は受けとめているんですけども、間違っていないですか。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。

そのとおりでございます。

今、事務を商工観光課内に設置しております観光新組織推進室のほうで、規約だとか、定款だとか、そして基本理念として、その箱を行政が、拠点を行政が設置しても、そこでランニングコストというものが出てきます。

そういったときに、自主自立のためには営業活動をする、そのためには一般法人化をする、そしてどういう商品を守る、そういったもので自主財源的なものを入れるというのが、今、積み込みではほぼでき上がってございます。

それを民間の方たちと、皆様と一緒に協議をしながら整合性をして、そして観光新組織の拠点として運営する、行政と民間の一元化となった組織を明確に立ち上げる。

ただ、箱の施設のほうが、若干1年ぐらいおくれるのかなということで、29年の4月ということで申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 渕野けさ子さん。

○議員（15番 渕野けさ子君） 最後です。

今その受け取り方が随分違っているんで、そこは、これからは行政としては、議会にも丁寧な説明をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（工藤 安雄君） 次に、18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 同じ質問しますが、渕野議員と野上議員がほとんど言ったんですけど、実はデザイン会議の資料を収集したんですが、名簿が、6名の方がこの役職についております。

それから、オブザーバーが県が3人、それから事務局として溝口課長と、課長補佐と係長が3名が事務局になっております。

ワーキングチームとして、先ほど言われた観光協会から旅館組合、鉄道、亀の井バス、みなとタクシー、第一交通等々が入っております。

これで私の質問で、一個、気になるのが、野上議員が言われるように、挟間の者が湯布院のことを言うのは本当に失礼なんですけど、国民宿舎の問題やら、今言う公民館の、今度、改修もまだあろうと思えますし、福祉センターもあのまま放っております。

だから、私もこの建物が悪いとか、計画を何も言うわけでは、文句言うわけではありませんけれども、湯布院そのもののやっぱり長期計画を視野に立ててやらんと、ただ前の橋をととととと食うていって、後には何があるんかということ、やっぱり湯布院の議員さん、それからやっぱり職員さん、もう地元でその辺をよくもうちょっと、これが悪いというんじゃないんですけども、検討したらどうかというのが1点と、予算については、国庫補助金も、地方債も一般財源もそれぞれありますけど、この予算も名前があるわけなんです。

先ほど、野上議員が言いよったように、地方債でも何の地方債から、これ出すんかという項があるはずですよ。

それをやはりこの項目から国の予算は出るんだということあるいは、もうちょっと理解ができ

るような説明がほしいと思います。

それから、これも野上議員も触れましたけれども、最終的にこの建物ができたときに、管理運営はどういうふうにしるのか、民間でどういうふうに入っていくのか、その辺も全然見えませんし、その辺のもちろん市債も200億円以上の借金もあります。

いろんな財源の中で、どういうふうにして長期ビジョンを観光課で考えているのか、それをもっと詳しく、一遍にぱっとこういう金額出されても、我々も当惑して何もわかりません。

ああ、そうか、いいこっちゃのうというぐらいで、内容がほとんどもう見えませんし、やっぱり湯布院全体の総合計画というの、私は必要じゃないかなと切に感じて、今回この質疑出しましたけれども、これをワーキングチームもそうですし、会議のチームもそうです。

やはり観光協会、旅館組合、商工会、鉄道、ツーリズムおおい、それとあと佐藤部長が入っちゃんだけです、6名。

こんなじゃなくて、やはりもっと町民を、野上議員の言うごとに入れて、由布市、湯布院全体でやっぱりこのまち考えな、お前たちだけじゃねえぞと言ひよる人も、湯布院の中には、我々の耳に入るんです。

だから、その辺をもうちょっと考慮したあれができないのかなと、それを含めて部長でも課長でもいいです。

○議長（工藤 安雄君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。

今言われました全ての項目について、情報発信のあり方、それから進め方、いま一度原点に戻りまして、私を含め課のほうで十分協議をして、そして市民目線を忘れずに取り組みをするようにいくことと、今後、議会のほうにも適切に対応するように、情報を皆さんにお話を随時お出しできるような体制をとりながら、調整を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） このメンバーに、ワーキングの中にももちろん、デザイン会議にもワーキングの中にも、うちの商工会職員も副会長も入ってます。

それには感謝してますんですが、それについて私が云々と言うのはおかしいので、それは、私は内容が悪いというのではないんです。その辺だけを再確認しておきたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、9款消防費について、15番、淵野けさ子さん。

○議員（15番 淵野けさ子君） 36ページ、9款、9、1、2、19、負補交で消防自動車の購入の組替えです。

一般質問でもあったんですけど、何か一般質問の中では、11月ぐらいに何かできるというよ  
うなことを聞いたんですけど、入庫といいますか、入車はいつごろになるのか。

また、消防自動車ができたら検査に行かれると思います。

それはいつごろ、どこに、誰が、どういう方が行かれるのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えいたします。

納車はいつになるかということでございますが、今回の6月の議会の議決を経て取りかかるよ  
うになると思いますが、6カ月はかかるということでございますので、12月下旬か1月上旬が  
納車になろうと思います。

それから、検査についてですが、納車時期に検査することになると考えております。

どこにですが、地元の温湯地区か庄内庁舎のほうか、そのところは具体的に決まっておいま  
せん——聞いていないところでございます。

それから、誰が検査するかについてですが、購入主体は地元でございますので、地元の方たち  
と防災安全課も、それから消防本部にも協力をいただいて一緒に検査をしたいと、うちのほうで、  
防災安全課では考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 渕野けさ子さん。

○議員（15番 渕野けさ子君） 6カ月かかるということで、12月下旬か、あのまうまくい  
っていたら、11月ぐらいにできていたのかもしれませんが、何かこういうふうになってしま  
いまして、消防団の方にはちょっとお待ちいただくような形になってしまいました。

どこに検査行くっていうのは、地元で検査するんじゃないで、これはどこか県外のほうに行か  
れるんじゃないでしょうか。

今までは、昨年の乙丸とかは、やっぱりどこに検査、どういう方々がどこまで検査に行かれる  
のか、それちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） お答えいたします。

24年の乙丸消防団の消防ポンプ自動車の購入のときは、納車時の点検であったと、なおかつ  
図面等で中間等の検査もしたというふうに伺っております。

○議長（工藤 安雄君） 渕野けさ子さん。

○議員（15番 渕野けさ子君） 検査はこの近くではできないと思うんです。

八王子のほうじゃないですか。来るんですか、こちらのほうに。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 中間検査を行うということになれば、製作工場のほうに行って、中間検査を行うことになろうかと思いますが、中間検査をやる、やらないについては、まだ地元の消防団と詳細に打ち合せたわけではございませんので、ちょっとそここのところは詳しくお答えできない状況です。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、議案第43号について質疑を終わります。

---

日程第14. 議案第44号

日程第15. 議案第45号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第14、議案第44号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第15、議案第45号平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

議案第40号から議案第45号までの議案6件については、会議規則第37条1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会で慎重審査をお願いいたします。

---

○議長（工藤 安雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、6月26日、午前10時から、委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時18分散会

---